

【 2022 年 7 月号（第 7 号） 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

おかげさまで「チャイナビジネスマンスリー」は創刊後半年を迎えることができました。
これまでに発行した内容をテーマ別に纏めてご覧頂けるよう、2022 年上期総集編を今号に別添
しておりますので、是非ご覧頂ければと存じます。 [（2022 年上期総集編はこちら）](#)

「チャイナビジネスマンスリー」の第 7 号をお届け致します。本号では中国の掲げる双循環戦略における一方の柱である内需拡大に向けた地域振興について、食糧・エネルギー・物流等の観点からご紹介いたします。続いて昨年から急速に動きが見られる中国のメタバースの現状についてお届けいたします。最後に、これまでも取り上げて参りました中国データ三法について、日本本社、中国現地法人それぞれの検討事項についてご紹介いたします。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. チャイナビジネスにおける直近のトピックス | P1 |
| 2. エグゼクティブサマリー（以下 3 つのトピックス毎の要約 1 枚版） | P2 |
| 3. 中国における地域都市化政策に見る双循環戦略の強化動向について | P5 |
| 4. 中国におけるメタバースの現状について | P16 |
| 5. 日本本社と現地法人から見た中国データ三法への実務上の対応策について | P29 |

発行日：2022 年 7 月 4 日

2022 年 7 月

< チャイナビジネスにおける直近のトピックス >

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療 ・教育（学習塾） ・法治化 ・収賄罪対応 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序 ・RCEP/CPTPP ・デジタル人民元 ・コロナ対策 ・双循環 ・標準化 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・米国内上場/香港上場 ・資本市場 ・三農対応 ・長三角一体化 ・海南自由貿易区 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・大湾区（GBA） ・越境EC ・中小零細企業支援		
集団学習※1	国際発信の強化・改善（第30回2021/5） 共産党の伝統（第31回2021/6） 反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6）	第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） エコロジー文明（第29回2021/4） バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） デジタル経済（第34回2021/10） 資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4）	社会保障（第28回2021/2） 法治体制（第35回2021/12） カーボンニュートラル（第36回2022/1） 中国の人権（第37回2022/2） 中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
パブコメ※2		会社法（2021/12/24～1/22） 国内企業の海外での証券発行・上場に関する秘密保持と文書管理に関する規定（2022/4/2～4/7） 金融安定法（22/4/7～5/6） 外商投資奨励産業目録(2022年版)（22/5/12-6/12） 銀行・保険機構消費者權益保護管理弁法（22/5/19～6/19）	工業と情報化分野データ安全管理弁法(試行)（2022/2/10～2/21） 食糧品質安全監督管理弁法(2022/2/14～3/15) 未成年者インターネット保護条例（2022/3/14～4/13） ネット書き込みコメントサービス管理規定（2022/6/17～7/1）
主な公表済政策等	陸地国境法（2021/10/23） 党百年の重大な成果と歴史的経験（2021/11/11） 政府活動報告（2022/3/5） 中国共产党政治協商活動条例（2022/6/20）	第14次五ヶ年デジタルエコノミー発展計画（2022/1/12） 市場参入ネガティブリスト2022年版（2022/3/25） 全国統一大市場の建設加速（2022/4/10） 内外貿易一体化に関する通知（2022/5/9） 外為市場による実体経済へのサポートの更なる促進の措置（2022/5/20） 在庫資産の更なる活性化と有効投資の拡大(2022/5/25) 対外貿易の安定確保と高度化の推進（2022/5/26） オフショア機関投資家の中国債券市場への投資利便性の向上（2022/5/27） 上海市の経済回復加速及び振興方案（2022/5/29） 経済を着実に安定化させる一連の政策（2022/5/31） 政府幹部の家族による事業活動の管理(2022/6/14) 独禁法(2022/6/24)	ネットワーク安全審査弁法（2022/1/4） 「14.5」高齢事業の発展と養老サービス体制の計画（2022/2/21） 県域を中心とする都市化の開発建設（2022/5/6） 第14次五ヶ年バイオエコノミー発展計画（2022/5/10） 国家文化のデジタル化戦略の推進（2022/5/22） 第14次五ヶ年再生エネ発展計画（2022/6/1） 国家安全に危害を及ぼす行為の通報奨励弁法（2022/6/6） ネットパーソナリティ行動規範（2022/6/8） モバイルインターネットアプリケーションプログラム情報サービス管理規定（2022/6/14） インタネット利用者アカウント情報管理規定（2022/6/27）

※1 集団学習：対外公表されている中国共产党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2021/12以降)

<エグゼクティブ サマリー>

中国における地域・都市化政策にみる

双循環戦略の強化動向について

MIZUHO

みずほ銀行

中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

1. 中国の双循環戦略は昨年 3 月に公表された新 5 カ年計画に反映され、今年 5 月の全国統一大市場建設加速の政策方針により具現化されている。
2. 双循環戦略は中国における産業チェーン、サプライチェーンの安定強化を目指す産業政策と地域振興・都市化発展戦略につながるもので、地域・都市化推進による国内市場の需要喚起や地域・都市間の協調発展がカギを握る。
3. 2014 年から取り組んできた新型都市化戦略は一定の成果を上げたものの、新 5 か年計画では県域を重要なキャリアとする新型都市化建設の促進が強調され、都市と農村の融合発展が求められている。（「二縦三横」の都市群配置戦略等）
4. サプライチェーンの安定強化に重要な食糧安全保障、エネルギー安全保障戦略も地域・都市化戦略の中に組み込んで綿密に計画されており、都市と農村、東部と西部の協力強化と均衡発展の政策志向がうかがえる。
5. 双循環戦略の下で特に発展性が大きく見込まれてきたのは中西部に位置する成渝（成都・重慶）都市圏で、新 5 カ年計画でも高水準の建設が求められる西部陸海新通路の事業推進が大きな波及効果があり、「一帯一路」の推進にも重要な足掛かりになると期待される。
6. 公平・透明・高効率な全国統一大市場の建設は時間がかかり、課題も多いが、その方向性は国際市場との相互補完と対外開放の安定推進にあり、国際ルールやグローバルスタンダードに適応した市場環境の整備が進み、今後も経済協力と貿易投資事業がさらに拡大することが期待される。

（P5～本文所要時間約 15 分）

<エグゼクティブ サマリー>

中国におけるメタバースについて

MIZUHO

中倫法律事務所
中国弁護士 李 敬花

1. 2021 年は、メタバース元年とも呼ばれ、メタバース関連企業の上場第 1 号といわれるオンラインゲームプラットフォーム Roblox(ロブロックス)の上場、フェイスブックが社名を「Meta」に変更し、2022 年に入ってから、米マイクロソフト社やソニーグループなど、メタバース関連分野への大型投資が相次いでいる。
2. 中国でも、中国語でメタバースを意味する「元宇宙」が、中国新聞週刊が選ぶ「2021 年 10 大ホットワード」にランクインする等話題であり、テンセント(ウィーチャット)とドウイン(TIKTOK)等情報通信(IT)大手がメタバースへの布石を急いでいる。
3. 2021 年 3 月の全人代においてもメタバースの概念に直接触れていないが、「デジタル経済の重点産業」において、メタバース産業の発展に不可欠なデジタル技術分野が含まれている。(クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、インダストリアル・インターネット、ブロックチェーン、人工知能、仮想現実(VR)と拡張現実(AR))
4. 中国三大国有通信キャリア、ZTE、ファーウェイ等が会員である中国移动通信联合会(CMCA)の下部組織に「メタバース産業委員会」(正式名称「中国移动通信联合会元宇宙産業委員会(CMCA-MCC)」)が設置された。
5. NFT(Non-Fungible Token、非代替性トークン)は、ビットコインのような代替可能なトークン(Fungible Token)である仮想通貨とは本質的に異なるとしているが、中国では仮想通貨が禁止されていることから、誤解を免れようと、NFT を、「デジタルコレクション(数字藏品)」と称することが多い。
6. 中国国内でのメタバースゲームのリリースや運営事業への投資や、中国国内事業者との提携については、ライセンス及び当局の事前許可等の確認がまずは必要。

以上

(P16～本文所要時間約15分)

<エグゼクティブ サマリー>

日本本社と現地法人から見た

中国データ三法への実務上の対応策について

MIZUHO

北京金誠同達法律事務所
中国弁護士 張 国棟
中国弁護士 潘 博文

1. 「中国データ三法」と総称されている「サイバーセキュリティ法」(2017年)、「データセキュリティ法」(2019年)、「個人情報保護法」(2019年)は、日系企業(日本本社およびその中国現地法人)を含む広範な範囲にわたる企業に対して新たな法的コンプライアンス上の挑戦を提起している。
2. 中国データ三法への対応策を検討する際の二つの前提：
 - ① 中国データ三法の特徴の見極め
 - ② 親会社と子会社の間におけるサイバーセキュリティおよびデータ管理の現状への理解
3. 親会社の観点から見た実務上の対応策：
 - ① 既存の規則と中国データ三法との対立における取扱方針の制定
 - ② データ現地化保存における方針と実施案の制定
 - ③ データおよび個人情報の中国国外受領者としての善管注意義務の履行
 - ④ 親会社と子会社の間における事業経営モデルを踏まえた上での親会社による域外適用対象構成の成否に対する判断
 - ⑤ 子会社を対象とする中国データ三法履行監督メカニズムの確立
4. 子会社の観点から見た実務上の対応策：
 - (1) 短期的かつ優先的な対応事項：
 - ① サイバーセキュリティ等級保護制度の可能な限り早急な実施
 - ② データマッピングの展開
 - ③ コンプライアンス管理機構の設立、最高責任者の明確化
 - ④ 業務に必須な管理制度等の完全化
 - ⑤ 技術的な措置の強化
 - ⑥ 従業員を対象とする社内における教育と研修の強化
 - (2) 中長期的かつ段階的な対応事項：
 - ① 重要情報インフラに属するか否かをめぐる自社検査の展開
 - ② 重要データの識別
 - ③ 社内におけるデータ分類・分級制度の確立
 - ④ 全ライフサイクルを覆うコンプライアンス実務ガイダンスの制定
 - ⑤ 個人情報保護影響評価

以上(P29～本文所要時間約15分)

中国における地域・都市化政策にみる 双循環戦略の強化動向

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel : 03-5220-8729

1. はじめに

周知のように、2020年10月に提起された中国の双循環戦略は中国内外の経済環境と政治情勢の変化を踏まえたもので、昨年3月の全人代の開会を経て公表された「中華人民共和国第14次国民経済社会発展5カ年計画（2021～2025年）・2035年長期目標要綱」（図表1のNo.3）によってその内容と主旨が明らかにされた。同文書では強大な国内市場を形成し、新たな発展の枠組みを築くとし、次のように述べている。

「内需拡大というこの戦略基点を堅持し、整った内需システムの育成を加速し、内需拡大戦略の実施と供給サイドの構造改革を有機的に結びつけ、革新駆動と質の高い供給によって新たな需要を作り出し、国内大循環を主体として、国内国際ダブル循環が相互に促進する新たな発展の枠組み構築を加速する」と指摘している。

この新時期、新5カ年計画期を導く中国の新しい成長戦略の制定がなされた前後に打ち出された中国の地域振興や都市と農村発展の関連政策

（図表1）はいずれもこの基本戦略の方針に従ったものとなっており、国内需要の掘り起こしや市場の活性化及び地域間・都市間協調発展の促進が目指されている。換言すれば、双循環政策は中国の地域政策や都市化政策にかかわる部分が最も大きく、中国における産業チェーン、サプライチェーン政策は産業政策に加え地域振興・都市化発展戦略につながるものと言っても過言ではない。また、究極的には今年4月に打ち出された「公平・透明・高効率な全国統一大市場の建設目標」（図表1のNo.17）にも沿うものである。

かかる意味で本稿は、コロナや米中貿易摩擦の激化や地政学的不安定状況が続く中でスタートした中国の第14次5カ年計画において策定実施された中国の新型都市化や地域特化

の経済促進策の展開動向を概観し、2020年に打ち出された双循環戦略の実施状況と世界的に重要視されるサプライチェーンの安定化の取り組みを明らかにし、デジタル化、情報化の経済効果とサステナビリティが重要視される中国の新たな地域・都市化発展戦略の意義と課題を展望する。

図表1 新5カ年計画期の中国地域振興・都市化促進の政策展開

No.	公布機関	公布年月	政策(計画など)名称
1	党中央弁公庁と国务院弁公	2021年1月	高標準市場システムを建設する行動方案
2	国务院	2021年2月	農村振興を全面的に推進し農業農村の近代化を加速させることに関する意見
3	全人代(新華社)	2021年3月	国民経済と社会発展の第14次5カ年計画と2035年遠景目標要綱
4	発展改革委	2021年4月	2021年新型都市化と都市・農村融合発展の重点任务に関する通知
5	国务院	2021年7月	浦東新区の高水準改革開放を支持して社会主義現代化建設の先導区を建設することに関する意見
6	党中央全面深化改革委員会	2021年7月	新時代における中部地区の質の高い発展に関する意見
7	発展改革委	2021年9月	“十四五”西部陸海新通路の高品質建設を推進する実施方案
8	党中央全面深化改革委員会	2021年9月	横琴・広東・マカオ深度協力区建設全体方案
9	党中央全面深化改革委員会	2021年10月	成渝地区双城経済圏建設計画綱要
10	発展改革委	2021年10月	東北全面振興“十四五”実施方案
11	発展改革委	2021年11月	“十四五”特殊地域振興発展計画
12	党中央弁公庁と国务院弁公	2021年11月	都市と農村のグリーン発展の推進に関する意見
13	工業情報化部	2021年12月	製造業の秩序ある移転の促進に関する指導意見
14	国务院	2022年1月	貴州が新時代の西部大開発で新しい道を切り開くことを支持する意見
15	発展改革委	2022年3月	2022年新型都市化と都市・農村融合発展の重点任务に関する通知
16	科技部、教育部など9部門	2022年3月	“十四五”東西間科学技術協力実施方案の配布に関する通知
17	党中央と国务院	2022年4月	全国統一大市場の建設を加速させることに関する意見
18	発展改革委	2022年4月	北部湾都市群建設“十四五”実施方案
19	党中央弁公庁と国务院弁公	2022年5月	県城を重要なキャリアとする都市化建設の推進に関する通知
20	党中央弁公庁と国务院弁公	2022年5月	農村建設行動実施計画
21	発展改革委	2022年6月	長江デルタ地域の公共資源取引の一体化発展の推進に関する意見
22	国务院	2022年6月	“十四五”新型都市化実施方案に関する承認回答

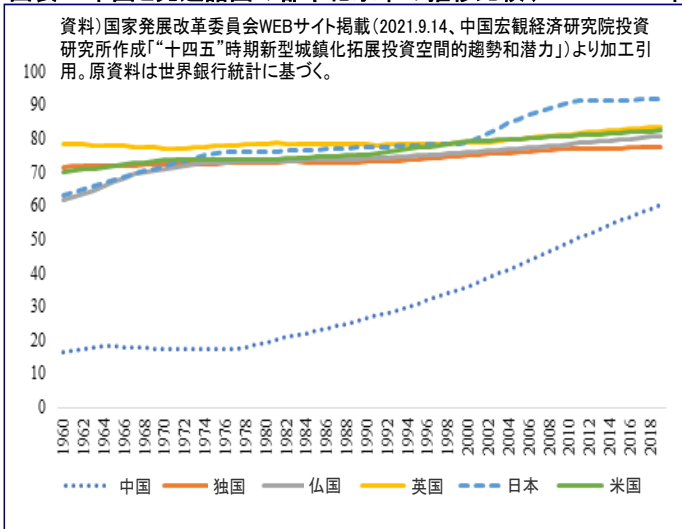
資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

2. 新5ヵ年計画期の新型都市化の促進策と都市群配置戦略

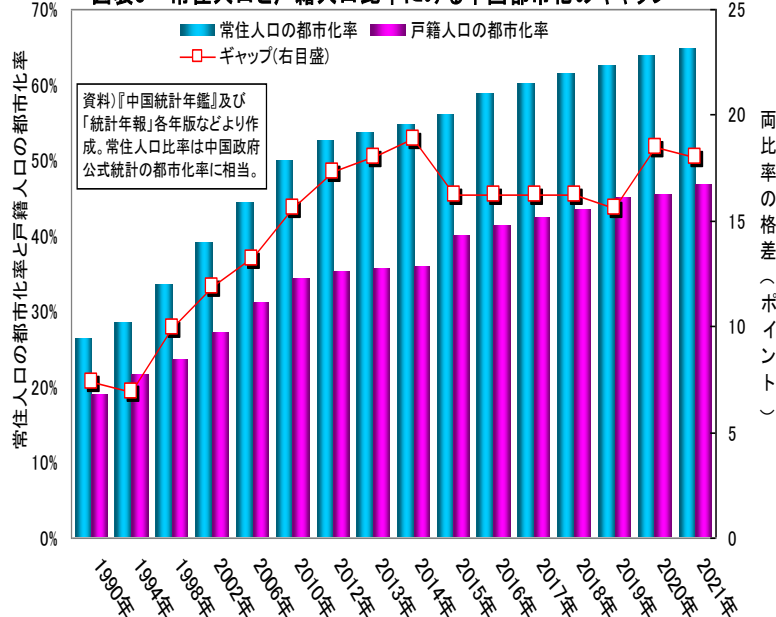
第14次5ヵ年計画期では中国の都市化率が大きく伸びたが、先進諸国に比べると、まだ大きく遅れていることが認められる（図表2）。中国政府系シンクタンクも国家発展改革委員会のWEBサイトにスペシャルレポートを掲載し、中国が途上国として都市化発展において先進国に比べてまだ大きな潜在性があり、それによる経済成長への需要効果が今後新型都市化の発展推進により現れてくる可能性が高いとしている。2014年に打ち出された「国家新型都市化計画（2014～2020）」は特に戸籍人口の都市化の促進による都市化の質の面におけるレベルアップを目指していたが、2021年までの状況をみると、二種類の都市化指標はいずれも計画値を上回ったが、両者のギャップが計画で求められた安定的な縮小になっておらず、数値も2020年の計画値（15ポイント）を大きく超えて18.49に高まり、2021年も18.02に高止まっております、戸籍人口の都市化が大きく遅れていることに大きな変化が政策実施によりもたらされなかったことになる。直近の報道では「国家新型都市化計画（2021～2035年）」がすでに地方政府に通達されたそうだが、結果的に前回の計画達成が不十分で、2035年まで新型都市化事業が国家戦略として継続実施せざるを得なくなったわけである。戸籍レベルの人口都市化率は昨年でも46.7に過ぎなかった（常住人口のそれは64.72%。図表3）が、これを確実に引き上げるために戸籍制度の農村・都市間統合だけでなく、地域・都市間における戸籍の統合と社会保障制度の根本的な改革などが必要であるので時間がかかることは当然だが、全国统一市場の形成や双循環のメカニズムの確立にも大きくかかわると見て差し支えなからう。

図表4に第14次5ヵ年計画期に提起されている新型都市化による建設プロジェクトがまとめられているが、その中で中心都市の強い輻射作用による近代化都市圏の育成やし、都市インフラの相互接続推進、公共サービスの共有に加え、都市のリノベーション（再生に関する具体的な数値目標が打ち出されており、また現代コミュニティの育成による都市常住人口の対応改善や都市と農村の融合的発展が提唱され、多数の国家都市と農村の融合発展試験区の建設と改革深化が目指されている。

図表2 中国と先進諸国の都市化水準の推移比較（1960～2019年）



図表3 常住人口と戸籍人口比率にみる中国都市化のギャップ



新5か年計画では、「新型都市化戦略を改善し都市化発展の質を高める」という特別編（第八編）をさいて2章分に分けて詳細にその計画内容を記載している。その基本原則については、中国の特色ある新型都市化の道を堅持し、人間を核心とする新型都市化戦略を深く推進し、都市群、都市圏を拠り所として大中小都市と小都市の協調連動、特色化の発展を促進し、より多くの人民大衆により高い品質の都市生活を享受させると述べている。具体的に、第27章における「農業移転人口の市民化加速」において以下のように謳っている。「戸籍制度改革と都市部の基本公共サービス常住人口の全カバーを統一的に推進し、農業移転人口の市民化に関連する政策体系を健全化し、農業移転人口の都市への全面的な統合を加速させると記載している。

第28章における「都市化空間の配置改善」においては、都市群と都市圏を発展させ、大中小都市の発展方向と建設重点を分類・誘導し、疎密有致、分業協力、機能完備の都市化空間構造を形成するという方針を明記したうえ、①都市群の一体化発展の推進、②近代的都市圏の建設、③超特大都市の中心市街地の機能向上、④大中小都市の住みやすく、働きやすい機能の完備、⑤県城を重要なキャリアとする都市化建設の推進という5分野について計画している¹。

この中では、都市群の発展を促進することを手がかりに、全面的に「二横三縦」都市化戦略構造を形成する。京津冀、長江デルタ、珠江デルタ、成渝、長江中流などの都市群を向上させ、山東半島、粵閩浙沿海、中原、関中平原、北部湾などの都市群を発展させ、哈長、遼中南、山西中部、黔中、滇中、呼包鄂榆、蘭州—西寧、寧夏沿黄、天山北坡などの都市群を育成、発展させることを強調し、都市群の一体化協調発展メカニズムとコストの共同負担、利益共有メカニズムを確立し、インフラの協調配置、産業の分業協力、公共サービスの共有、生態共同建設環境の共同治療を統一的に推進することを求めている。また特に県城の建設を支持し、合理的に農産物主産区、重点生態機能区の県城の建設を支持する。

図表4 中国の新型都市化による建設プロジェクト

01【都市圏建設】	中心都市の輻射の作用が強く、周辺都市と都市化程度の高い地区で近代化都市圏を育成し、発展させ、インフラの相互接続を推進し、公共サービスを相互に認識し、共有する。
02【都市リノベーション】	2000年末に建設された21.9万力所の古い団地の改造を完成し、基本的に大都市の古い工場区の改造を完成し、いくつかの大型古い街区を改造し、地域の事情に応じていくつかの城中村を改造する。
03【都市の洪水防止と排水】	31の重点水防都市と大河沿岸都市を重点として、都市の洪水貯留空間、堤防、河道、洪水防止工事、排水管網などの水防と冠水施設をアップ改造し、地域の事情に応じてスポンジ都市を建設し、都市の深刻な冠水地域をすべて解消する。
04【県庁町のインフラ充実】	県城、県級市城区及び特大な鎮補短版を推進し、総合病院、疾病コントロールセンター、養老センター、幼稚園、市政管網、市政交通、駐車場、充電杭、污水ゴミ処理施設と産業プラットフォームの関連施設を完備する。高品質で120の県城の不足を補う模範任務を完成する。
05【現代コミュニティの育成】	コミュニティの養老托育、医療衛生、文化体育、物流配送、便民商超、家政不動産などのサービスネットワークとオンラインプラットフォームを完備し、都市コミュニティの総合サービス施設はすべてカバーすることを実現する。大学生の社会労働計画を実施し、都市の常住人口1万人当たり18人のコミュニティ従事者がいるようになる。
06【都市と農村の融合的発展】	嘉興湖州、福州東部、広州清遠、南京無錫/常州、済南青島、成都西部、重慶西部、西安咸陽、吉林長春、許昌、湘潭などの国家都市と農村の融合発展試験区を建設して、改革授權と政策集成を強化する。

資料) 中国政府発表(2021.3.12)「国民経済と社会発展の第14次5か年計画と2035年遠景目標綱要」より抜粋作成。

¹ 「県城を重要なキャリアとする都市化建設の推進」という政策に関して、今年5月に党中央と国务院の弁公庁から専門的政策文書（図表1のNo.20）が通達され、詳細に発展戦略と実施措置が提起されている。

県都建設の投融资メカニズムを健全化し、財政的な資金の役割をよりよく発揮し、金融資本と社会資本の投入力を強化するなど明記した。

また昨年に続いて国家发展改革委員会から年次ベースで実施される「新型都市化と都市・農村融合発展の重点任务」に関して特別の通達が公布されており（図表1のNo. 4とNo. 15）、新型都市化と都市農村融合発展による協調的、持続可能な都市化戦略が提起され、第14次5カ年の本計画で求められることを関係省庁の分担責任を明記したうえでより具体的に配置されている（図表5）。

なお、前記の「二横三縦」による新型都市化の空間配置図は計画文書²に掲載されているが、横2本、縦3本とされる都市化の戦略的配置と、都市群分布が見て取れ、東南、西南部などにも新しい都市群の発展構想も見られ、都市群の建設をより幅広に考えられており、都市発展の波及効果が重視されている。また新都市群の育成は東南沿海部だけでなく内陸部の国境に近い地域にも指向されているので「一帯一路」戦略によるグローバルサプライチェーンの構築推進と安定化も図られていることが読み取れよう。

図表5 2022年の中国新型都市化と都市・農村の融合発展の重点任务
【農業移転人口の市民化の質を高める重点任务】

01【戸籍制度改革の持続】都市部の常住人口が300万以下の都市は定住制限政策を全面的に撤廃する。定住政策を実施する都市は、社会保険の納付年限と居住年限の点数が主な割合を占めている。都市部の中心市街地と新区郊外などの地域への人口集中流入を奨励し、差別化定住政策を制定する。

02【城鎮基本公共サービスの均等化推進】公弁の学位資源を積極的に拡大し、流入地の政府を主とし、公弁の学校を主とし、農民工の転入子女が平等に義務教育を受けることを保障し、居住証を主な根拠とする転入子女の入学政策を実行する。新世代の農民工を重点に保険加入の拡大を推進し、企業が農民工のために従業員年金、医療、労災、失業、出産等の社会保険料を納付することを推進する。

03【農民工就業サービスと技能養成の強化】農民工の雇用を安定拡大し、柔軟な就業ルートを広げ、プラットフォーム企業の労働力使用を規範化し、規範化された労働市場を建設する。農民工就業に適する技能訓練と新職業新業態訓練を大いに展開し、「技能中国」行動を深く実施し、農民工補助性訓練を延べ600万人以上実施する。

04【付帯政策体系の健全化】中央財政農業移転人口市民化奨励資金の支援を強化し、中央財政市民化奨励資金の激励作用をさらに発揮する。省レベルの財政を推進し、農業移転人口の市民化奨励メカニズムを確立・健全化させ、市域を超えて農業移転人口が多く定住する都市を重点的に支援する。

05【都市群一体化発展メカニズムの健全化】京津冀の協同発展を積極的に推進し、広東・香港・マカオの大湾区の建設を秩序正しく推進し、長江デルタの一体化発展レベルを向上させる。成渝地区双城経済圏建設の年度工作要点を制定し、いくつかの重大プロジェクトと重大プラットフォームの建設を推進し、経済区と行政区の適度な分離改革を展開する。

【都市化空間の配置と形態の持続的最適化における重点任务】

06【現代化都市圏の育成発展】省レベルの統一計画、中心都市が主導し、周辺都市が協同する都市圏の都市化推進メカニズムを健全化する。条件のある都市圏において科学的に多層の軌道交通を計画することを支持して、統一的に在来線と新線を利用して都市間鉄道と都市域（郊外）鉄道を発展して、国家道路と省級道路「ボトルネック」を貫通して、1時間の通勤圏を創出する。

07【超大大都市の最適化発展の促進】非核心機能を解消し、健康で住みやすい安全レベルを向上させる。資源環境負荷能力、国土空間開発の適切性評価、都市健康診断結果を系統的に運用し、都市リスク評価を展開する。中心市街地の人口密度が高く、かつ人口が継続的に流入している超大大都市は順序良く機能の解消を実施していく。

08【県域を重要キャリアとする都市化建設の推進】良好な立地優位と産業基礎を有し、資源環境の積載能力が強く、人口を集中する経済条件がよい県の発展を支援する。県域の産業関連施設の品質向上と効率向上、市政公用施設のアップグレード、公共サービス施設のアップグレードと拡張、環境インフラのアップグレードと拡張を推進し、県と農村の機能の相互補完を促進する。

09【国境地域の城鎮機能の健全化】国境都市の発展を加速させ、丹東、黒河、防城港など東北地区と南西地区の国境地級市の人口集積を支持する。興辺富民行動センターの都市建設試験点を展開し、都市の総合積載能力を向上させる。沿辺道路、辺民互市貿易点などを頼りに、当辺新村の建設を計画する。

10【特色ある小鎮の規範化発展の促進】「特色ある小鎮町の規範的な健康発展の促進に関する意見」と「全国特色鎮規範健康発展ガイドラインに関する通知」の実行を推進する。各省の特色ある鎮のリスト管理制度を健全にし、監視・監督・監督を強化する。

資料）国家发展改革委員会（2022.3.10）「2022年新型都市化と都市・農村融合発展の重点任务に関する通知」より抜粋作

3. 新5カ年計画期における農業現代化と食料安全保障の取り組み

都市化の発展と農業の現代化（大規模機械化）と表裏一体にあるが、農村社会の荒廃や食糧安全保障の基本を揺るがすわけにはいかない。特に足元のロシア・ウクライナ戦争による食糧問題の対応は人口大国の中国では特に重要で予てより重要視されており、5カ年計画にも計画・配置されている。

新5カ年計画では、現代農業農村の建設を強調しており、多数の重要建設プロジェクトを計画している（図表6）。中でも、高標準農地の大幅増設や現代種子業の育成促進、農業機械化の普及推進が上位に掲げられており、食糧安全保障の重視と都市化発展による労働力不足の対応強化も図られており、また

² 関連地図は計画全文の「中华人民共和国国民经济和社会发展第十四个五年规划和2035年远景目标纲要」の公式WEBサイト（http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm）に掲載されているので参照されたい。

農産物のコールドチェーン配送の物流基地の整備や農村社会のインフラの整備や農村生活環境の整備改善などの事業も計画され、農業と農村の現代化建設に注力する姿勢がうかがえる。また中国の食糧生産機能区と農産物生産保護区の配置図であるが、緑色の「食糧生産機能区」（水稻、小麦、玉蜀黍）と「再付け区」（薄緑色）が明確に示されており、特に大豆、綿花、糖料類、天然ゴムが「重要農産物生産保護区」と赤く標記され（注2のWEBサイトご参照）、大変印象的である。換言すればこれらの重要作物も安全保障上の高いレベルに位置付けられている³。また近年中国では特に西側多国籍企業に主導権を握られている種子業にも力を入れ始めており、5か年計画にも明確に記載されている。

中国は長年食糧安全保障を重要視

しており、2018年以降食糧生産（穀物類）の増勢が保たれており（図表7）、今後も生産量の確保が維持されるであろう。これは中国の食糧安全保障に必要なだけでなく、世界の食糧価格の安定と食糧供給不足の緩和にも役に立っていることは言うまでもない。

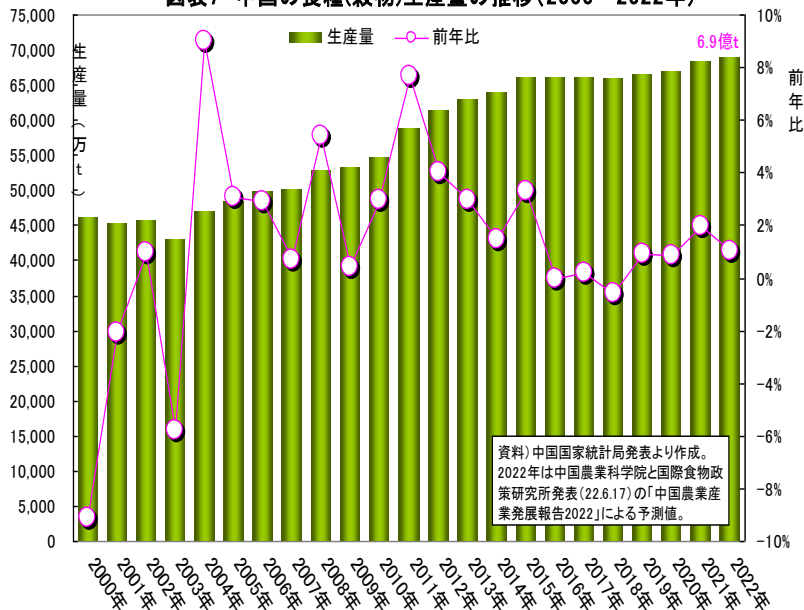
中国農業科学院と国際食物政策研究所が今年6月17日に共同発表した「中国農業産業発展報告2022」と「2022世界食糧政策報告」では現在の国際食糧価格の上昇は飼料用作物の供給にある程度の影響を与えたが、中国の主食用食糧への影響は比較的小さいとの考えを示し、次のように指摘している。2010年以降における中国の玉米、小麦、トウモロコシおよび大豆の平均自給率はそれぞれ99.3%、98.4%、97.4%、16.7%で、国

図表6 新5か年計画期の現代農業農村建設プロジェクト

- 01【高標準農地】**新たに2億7500万ムーの高標準耕地を建設し、その中に6000万ムーの高効率節水灌漑面積の増設を含む。東北地区の1億4000万ムーの黒土地の保護性耕作を実施する。
- 02【現代種子業】**国家農作物の種質資源の長期倉庫、種質資源の中期倉庫を建設する。海南、甘肅、四川などの国家レベルの育種基地のレベルを向上させ、黒竜江大豆などの地域性育種基地を建設する。国家の畜禽と水産物の種質資源庫、保種場、遺伝子庫を新築し、拡張し、国家レベルの畜禽の核心育種場の建設を推進する。
- 03【農業機械化】**300の農作物生産全行程機械化モデル県を創出し、300の施設農業と規模養殖全行程機械化モデル県を建設し、農業機械の深い土地と丘陵山地の耕地の機械化改造を推進する。
- 04【動物防疫と農作物病虫害防除】**動物疫病国家参考実験室と病原学監視区域中心施設の条件を向上させ、牧畜区動物防疫専用施設と基層動物ワクチン冷蔵施設を改善し、動物防疫指定通路と病死動物無害化処理場を建設する。農作物病虫害監視センターと病虫害応急予防センター、農業リスク監視センターを段階的に建設する。林草病虫害防除センターを建設する。
- 05【農業の面源汚染対策】**長江、黄河などの重点流域の環境敏感区に200の農業面源汚染総合管理模範県を建設し、家畜と家禽の養殖糞尿資源化利用を引き続き推進し、水産養殖主産区で養殖末水管理を推進する。
- 06【農産物コールドチェーン物流施設】**30個の全国性と70個の地域性農産物基幹のコールドチェーン物流基地を建設し、田頭市場の倉庫保険施設を向上させ、畜鳥類の定点屠殺加工工場のコールドチェーン貯蔵と輸送施設を改造する。
- 07【農村社会インフラ】**土地の事情に応じて自然村通硬化路を推進し、村組連通と村内道路建設を強化し、農村水源保護と給水保障工事建設を推進し、農村電力網をアップグレード改造し、農村ブロードバンドネットワークのレベルを向上させ、運行管理を強化する。
- 08【農村居住環境の整備向上】**経済の未発達地区および高海拔、寒冷、水不足地区の農村のトイレを秩序正しく推進する。600の県が県全体で人の生活環境整備を推進し、農村の生活ゴミと汚水処理施設の建設を支援する。

資料）中国政府発表（2021.3.13）「国民経済と社会発展の第14次5か年計画と2035年遠景目標綱要」より抜粋作成。

図表7 中国の食糧（穀物）生産量の推移（2000～2022年）



³ 実際にも中国は近年特に2019年以降大豆などの作付面積を拡大させており、輸入減少などによる供給不足に備え始めている。022.6.21。

内外のコメ、小麦、トウモロコシ、大豆の連動係数はそれぞれ 0.15、0.37、0.63、0.92 となる。これは自給率が高まるほど、内外食糧価格の連動性が弱まることを示している。したがって、高水準の自給率は国際食糧価格の変動リスクを効果的にヘッジすることができる（「中国通信」2022.6.21）。

4. 新5カ年計画期のエネルギー安全保障とカーボンニュートラル戦略の地域的配置

食糧安全保障の戦略強化と同等なレベルで新5カ年計画の中でエネルギー安全保障に関しても綿密な政策配置を行っていることが言える。特に、世界的なカーボンニュートラルへの取り組み強化がなされている中でエネルギーの安全保障戦略とカーボンニュートラルに関する国際公約とをうまく結合させていくことが、今まで以上に重要かつ困難になってきている。その中で新5カ年計画におけるエネルギー政策については注目に値する。ここでは本計画にある政策のスタンスと地域的な政策配置を中心に見ておこう。

図表8は新5カ年計画で示された中国の現代エネルギーシステム建設プロジェクトとなっているが、大型クリーンエネルギー基地整備、沿海原子力発電推進、電力域外配送通路の整備、電力システム制御強化及び石油、天然ガスの備蓄能力向上といった5つの分野にわたり具体的に記載されており、広範な地域配置になっていることが特徴である。また原子力発電の発展も重要視されており、高温ガス冷却炉のモデルプロジェクトの建設や沿海第三世代原子力発電所の建設を積極的に推進することも強調されている。また水力発電基地の建設や太陽光、海上風力発電を含むクリーンエネルギー基地の建設も積極的になっており、特高压送電や大型エネルギー貯蔵技術の研究も提起されている。

また、大型のクリーンエネルギー基地の建設配置も詳細な地図で示されているが（注2のWEBサイトご参照）、前期の5カ年計画にも立案されたプロジェクトを含めて水力、海上風力、太陽光発電などの基地建設が明確にされており、地域の資源賦存活用（西北部風力発電・東部沿海海上風力発電）が重んじられている。これらは分散的な電源配置として、エネルギーシステムの整備配置により効率的な利用が目指されるであろう。ここにももちろん地域間の協力メ

図表8 新5カ年計画期の現代エネルギーシステム建設プロジェクト

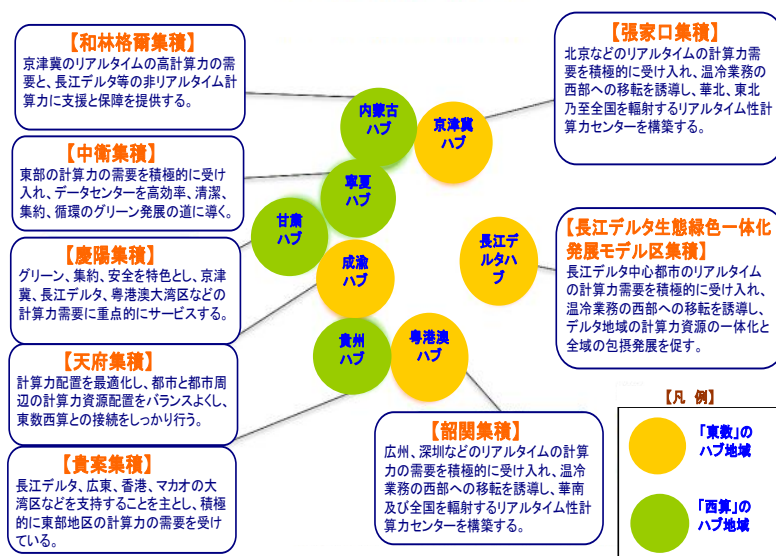
- 01【大型クリーンエネルギー基地整備】**雅魯藏布江下流水力発電基地を建設する。金沙江上下流、雅ロウ江流域、黄河上流と数字湾、河西回廊、新疆、冀北、松遼などのクリーンエネルギー基地を建設する。広東、福建、浙江、江蘇、山東などの海上風力発電基地を建設する。
- 02【沿海原子力発電推進】**華龍1号、国和1号、高温ガス冷却炉のモデルプロジェクトを建設し、沿海第三世代原子力発電所の建設を積極的かつ秩序的に推進する。推進モジュール式小型炉60万kW商用高温ガス冷却炉、海上浮遊式核動力プラットフォームなど先進炉型のモデル。原発中低レベル放射性廃棄物処理場を建設し、使用済み燃料再処理場を建設する。原子力発電の稼働容量は7000万キロワットに達する。
- 03【電力域外配送通路の整備】**白鶴灘から華東、金沙江上流の外送などの特別高压送電通路を建設し、福建広東ネットワーク、川渝特別高压交流プロジェクトを実施した。東は山東まで、哈密は重慶までなどの特別高压送電通路を研究し論証する。
- 04【電力システム制御強化】**桐城、磐安、泰安二期、渾源、莊河、安化、貴陽、南寧などの揚水発電所を建設し、電気化学、圧縮空気、フライホイールなどのエネルギー貯蔵のモデルプロジェクトを実施する。黄河カスケード発電所の大型エネルギー貯蔵プロジェクト研究を展開する。
- 05【石油、天然ガスの備蓄能力向上】**中露東線境界区間、川気東送二線などの石油・ガスパイプラインを新設する。石油備蓄の重大な工事を建設する。中原文23、遼河貯気庫群などの地下貯気庫の建設を加速する。

資料）中国政府発表（2021.3.13）「国民経済と社会発展の第14次5カ年計画と2035年遠景目標綱要」より抜粋作成。

これに関して今年2月に中国政府がデジタル経済発展計画の中でも提起した「東数西算」⁴というプロジェクト（図表9）の実施が好事例として注目 に値するであろう。「東数西算」は、「デジタルチャイナ」（数字中国）の建設と「全国統一大市場」の確立に大きく寄与するものとして画策されており、その実施により国内デジタルインフラ需要喚起と景気浮揚を下支え、また不動産・建設市場へのテコ入れを果たす効果が期待されているが、何よりも中国の産業資源の地域的な偏在による経済格差の縮小やカーボンピークアウト、カーボンニュートラル目標の実現に積極的な役割を与えるものと期待されている。電力に恵まれる西部地域とデータ資源が豊富な東部地域が中央政府の計画の下で意識的に産業集積＝クラスターの形成に取り組むことで、新興産業であるデジタル産業の発展により、地域住民に福祉をもたらすことは望ましいことであろう。

無論、新5カ年計画において中国の環境保護と資源節約に関する実施事業も重点産業と主要地域について詳細な数値で指示されており（図表10）、カ

図表9 「東数西算」プロジェクトの空間配置見取り図



資料)国家発展改革委員会及び賽迪顧問作成資料より加工引用。

図表10 新5カ年計画による中国の環境保護と資源節約プロジェクト

01【大気汚染物質の削減】都8.5億トンのセメントシャモット、4.6億のコーグスの設備能力と4000台ぐ
らいの非鉄金属業界の炉窯の清潔生産改造を実施し、5.3億トンの鉄鋼生産設備の汚染物超低排
出改造を完成する。石油化学、化学工業、塗料、医薬、包装印刷などの重点業界の揮発性有機物
の管理改造を展開し、大気汚染の重点区域の石炭利用のゼロ化を推進する。

02【水汚染防止と生態修復】地級以上の都市の黒臭い水体の整備改造を強化し、363の県級都市
の建設区内1500段の黒臭い水体の総合的な整備を推進する。太湖、巢湖、滇池、丹江口ダム、洱
海、白洋淀、鄱陽湖、洞庭湖、查干湖、烏梁素海などの重点湖の汚染防止と生態修復を強化して、
永定河、木蘭溪などの総合的な管理の実施強化と華北地区及びその他の重点地区の地下水の超
過採取と黄河河口の総合的な管理の加速。

03【土壤汚染防止と安全利用】土壤面積の大きい100県で農地安全利用モデルを推進する。化学
工業、非鉄金属業を重点として、100の土壤汚染源管理プロジェクトを実施する。

04【都市部汚水・ごみ処理施設】汚水収集管網を8万km増設・改造し、汚水処理能力を2000万立米
/日増加する。ごみ焼却施設の建設を加速し、都市の生活ごみの1日当たりの輸送量が300トンを超
える地区では原生ごみのゼロ埋立を実現し、小型生活ごみ焼却施設の建設試験を展開する。

05【医療廃棄物処理と固形廃棄物の综合利用】医療廃棄物処理施設の整備不足を補充し、国家と
6つの区域性危廃リスク防止制御技術センター、20の区域性特殊危廃集中処理センターを建設す
る。尾鉱と伴生生鉱、炭鉱ぼた、フライアッシュ、建築ゴミを重点として、100個の大口固体廃棄物総
合利用モデルを展開する。

06【資源の節約利用】重大省エネルギー低炭素技術産業化モデルプロジェクトを実施し、エネルギー消耗
ゼロ建築、ゼロ炭素排出、炭素捕集利用と封印(CCUS)などの重大なプロジェクトモデルを展開す
る。60の大都市の廃棄物資源循環利用システムの建設を実施する。

資料) 中国政府発表(2021.3.13)「国民経済と社会発展の第14次5カ年計画と2035年遠景目標綱要」より抜粋作成

4 「東数西算」の「数」はデータ（ビッグデータ）を指し、「算」は計算力、つまりデータに対する処理能力、計算能力を指している。「東数西算」プロジェクトとは、データセンター、クラウドコンピューティング、ビッグデータを一体化した新型の計算力ネットワークシステムを構築するものであり、東部の計算力ニーズを西部へと秩序よく誘導し、データセンターの建設配置を最適化し、東部と西部の協同・連動を促進する新たな地域振興事業である。同プロジェクトは本稿で取り上げている「十四五」デジタル経済発展計画」で提起されているが、計画公布の翌月の2月にも国家发展改革委員会などの関係当局は共同で文書を達達し、北京・天津・河北、長江デルタ地域、粤港澳大湾区（3大都市圏）と、成都・重慶エリア、内蒙古自治区、貴州省、甘粛省、寧夏回族自治区で国家計算力ハブノードの建設をスタートすることに同意し、国家データセンタークラスター10ヶ所の建設を決めた。これにより、全国一体型のビッグデータセンターシステムの全体配置設計が完成し、「東数西算」プロジェクトが全面的にスタートした。

ーボンニュートラルのためのより具体的・地域的な取り組みとして受け止められるであろう。

5. 双循環戦略の配置における中西部地域の役割増大

中国の双循環戦略の展開において地域戦略、都市空間配置の戦略が重要な役割を果たす中で、これまで発展が遅れている中西部地域と都市圏が非常に重要になってきており、発展の可能性とチャンスが拡大していると見られている。もちろんこれはもともと中西部地域の近年の経済成長率が東部地域より高くなっているからだけではない。中国中西部地域の人口規模、自然資源や立地環境などが今になってより重要に認められ、政府の政策策定にも明確に反映されていることになったからであろう。

中国経済の成長をけん引する3大都市圏のプレゼンスは今でも変わっていないが（図表11）、西部地域の重慶と成都からなる成渝双城経済圏は第4の成長極として頭角を現しており、今後大きく成長するものと見られている。多くの指標では他の3大都市圏に及ばないものの常住人口の全国比や1人当たりのGDP水準なども相当高い水準になっていることが分かる。今後「東数西算」などの新型インフラ投資の拡大や国内外に通ずる新交通路の整備推進により大きく勢いづくであろう。

新5か年計画の交通網整備においても3大都市圏の軌道交通整備がより充実するが、昨年に公布された全国総合立体交通整備計画では成渝双城経済圏が重要な一極を担っており、今後の高速鉄道を含む鉄道の整備拡大が見込まれている。3大都市圏を言うまでもなく、中国全体の鉄道交通が近年大きく改善できたのは近年における急ピッチな高速鉄道の建設ラッシュと営業距離の急速拡大とカバー率の急向上（図表12）に負うところが大きいであろう。交通条件の大幅な改善に加えて、インターネットによる通信インフラの飛躍的な発展が中国の地域と都市空間の広さと距離を縮小させ、内陸部にある都市に特に大きく恩恵を与えることは疑いないであろう。

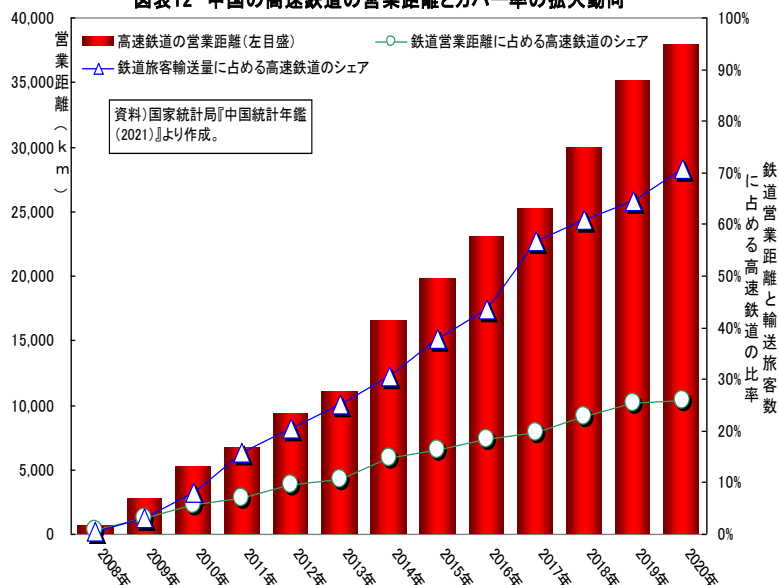
こうした中で、2019年から中国政府は重慶が要衝となる西部陸海新通路の建設を専門の計画文書で指示され、すでに建設が大きく進捗している。昨年9月にも同通路の用建設整備に新たな通達が公布され（図表1のNo.7）、新5か年計画における西部陸海新通路の高品質な建設実施が要請されており、中国政府の重要視姿勢が見てとれる。

図表11 2021年中国4大成長極(都市圏)の経済規模比較

指標名称(単位)	長江デルタ	粵港澳大湾区(本土7都市)	京津冀(首都圏)	成渝地区双城経済圏
土地面積(万km ²)	35.8	5.5	21.8	18.5
土地面積の全国比(%)	3.7	0.6	2.3	1.9
常住人口(万人)	23,521	7,801	11,037	9,800
常住人口の全国比(%)	16.29	5.4	7.65	6.79
域内DGP(万亿元)	27.61	10.06	9.64	7.4
域内DGPの全国比(%)	24.14	8.79	8.43	6.47
1人当たりGDP(万元/人)	11.74	12.89	8.73	7.55
1人当たり/全国平均(倍)	1.45	1.59	1.08	0.93

資料)華西証券レポート(2022.3.28)などより引用、作成。データは国家統計局、各省・市統計局に基づく。

図表12 中国の高速鉄道の営業距離とカバー率の拡大動向



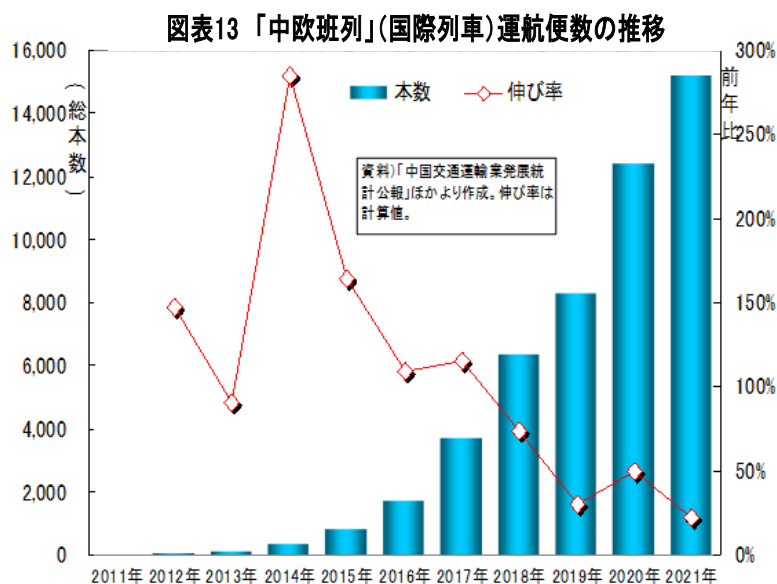
同通路は非常に重要な戦略的な意味（東西南北をつなぎ、南海に出る）を有しており、「一帯一路」戦略の実施における大動脈の役割を果たす配置になる重慶がその要衝に位置している。そのため新通路の建設実施により西南部地域への投資効果はもとより、同地域の国内外市場へのリンケージを高める双循環戦略の実施にもつながり、南アジア、東南アジアなどへのグローバルサプライチェーンの強化にも資するものと見られている。現在にもすでに大きく発展している国際列車「中欧班列」の運行量(昨年も2桁増を保ち、1.5万本超えた。図表13)はその完成によってその利便性がさらに向上するであろう。日本貿易振興機構（ジェトロ）の作成資料⁴によると、「中欧班列」では日系企業の現地製品の対欧州への運送も行われており、また中国

西部から欧州、ASEAN への輸送ルートができつつあり、中国の「一帯一路」との繋がりについても現実味を持ち始めている。例えば、事業計画でも触れられた広西北部の重要港湾の欽州港の近年におけるコンテナの取扱い量の顕著な増加も西部海上通路の拡大のニーズを端的に物語っている。

新通路計画による具体的な推進事業は、①輸送通路建設の加速、②物流施設建設の強化、③通路運営と物流効率のレベルアップ、④新通路と地域経済の融合発展の促進、⑤新通路の対外開放と国際協力の強化の5つとなっている。

①の輸送通路建設の加速に関して、幹線運輸能力の向上、港湾の分業・協業の強化、総合交通ハブ機能の引き上げ、周辺国との施設接続の強化が言及され、②の物流施設建設の強化については、物流ハブ配置の最適化、物流施設・設備の拡充・改善、物流情報のレベルアップが、また③の通路運営と物流効率のレベルアップに関して、物流運送の組織強化、通関利便化の推進、多様式連続輸送の効率と質量の向上、特色物流の積極的推進がそれぞれ具体的に指示されている。④の「通路と地域経済の融合発展の促進」については「通路経済」の発展（新旧経済エンジンの転換促進、国際協力園区建設）、ハブ経済の育成（陸港経済区、航運経済、臨空経済など）、ビジネス環境の最適化が強調され、⑤の「新通路の対外開放と国際協力の強化」については中シン（中国とシンガポール）互連互通プロジェクトのモデル効果の発揮、更なる対外開放の拡大、開放・協力プラットフォームの活用などが喚起されている。また、同新通路の建設及びその完成は中国西部大開発に大きな活力を与えるとともに、中国の東中西3大地域間の経済連携及び国際版の地域交流協力の拡大に弾みを与えていくであろう。当面、重慶市が非常に重要な役割を担っており、その発展も非常に力強いと見られている。

「西部陸海新通路総体計画」が実施されるなかで重慶市の交通インフラ基盤が更に改善され、また成都市との都市圏建設拡大の推進に伴って同2市の西部地域における中核都市の役割が更に発揮され、他



⁴ 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部中国北アジア課「欧州、そして東南アジアへ、広まる物流ルートの選択肢（中国）－「国際陸海貿易新通路」「中欧班列」の活用可能性－」（2019年5月）。

の都市への促進力やモデル効果も期待できるであろう。昨年10月に「成渝地区双城经济圈建設計画綱要」（図表1のNo.9）が党中央全面深化改革委員会から公布されたのを受けて両地域政府も多数の関連政策を打ち出し、新都市圏の建設推進に取り組んでいる。また国務院は今年1月に注目の政策「貴州が新時代の西部大開発で新しい道を切り開くことを支持する意見」（図表1のNo.14）を通達し、同じく新通路の南方要衝にある貴州省の発展を大きく後押しする姿勢を打ち出した。同省は最も発展が遅れていることで知られているが、近年のビッグデータ産業の発展が目覚ましく、「東数西算」プロジェクトにおいても重慶と同様重要なハブ機能を担っている。その意味で第14次5ヵ年計画期において中国の地域発展は西部内陸地域の空間整備の底上げと主要都市圏の産業集積力の引き上げに向けて政府投資と企業活動が活発に展開されていく可能性が高く、それに伴う内陸部の新興市場の成長と消費ニーズの拡大が期待され、中国経済成長の持続を下支えし、中国の双循環戦略の成果拡大にもつながるであろう。

6. 双循環戦略の強化と全国統一大市場の建設による意義と課題展望（結びに代えて）

地域・都市化の発展政策として中部地域や東北地域の振興発展などについても新5ヵ年計画期にはそれぞれ政府から相応の関連政策（図表1のNO.7.10.11など）が公布されている。2020年の貧困撲滅の成果を踏まえて、実際に発展を遂げた地域の波及効果やけん引力を重視しながら、潜在力の高い地域への支援策を行うことで、より均衡的な地域発展を目指すといった共同富裕を意識した政策のベクトルとなっている。その意味でこれまで長らく続いてきた地域間・都市間競争は全国統一大市場の建設に向けてより激化するよりも秩序立てられる方向に向かい、地域間・都市間、農村都市間のより協調的・共同的な発展が期待される。それに

より大都市圏への過度な人口集中と都市集積によるマイナスの経済効果の抑制も期待でき、サプライチェーンの強化と安定にも重要な意義を持つであろう。

むろん、直近の「全国統一大市場の建設」という党中央・国務院の通達に記載されている

「主な政策目標」と「主な政策措置」（図表14）を見ても明らかのように、中国の現状では公平・透明・高効率という市場整備の水準にはまだ大きな隔たりがあり、目標の実現には多くの課題を克服する必要がある、地道に国内地域市場の整備やルール統一、アクセスコストの低減などに取り組んでいくことが求められる。

図表14 「全国統一大市場の建設」における主な目標と政策措置

【主な目標】	
>【国内市場の効率的で円滑な参入と規模の開拓の持続的な推進】	需給が相互に促進し、生産と販売が並行し、効率の高い国内大循環を順調に形成するように努力し、市場規模の容量を拡大し、強大な国内市場を絶えず育成し、発展させ、グローバル企業、資源に対する強大な吸引力を維持・増強する。
>【安定・公平・透明かつ予測可能なビジネス環境の構築加速】	法による行政、公平公正な監督管理を堅持し、サービスを持続的に最適化し、市場化法治化国際化ビジネス環境の構築を加速し、各地域の比較優位を十分に発揮し、地域の状況に応じて各種市場主体のために投資し、良好な生態を作り上げる。
>【市場取引コストの更なる削減】	市場の規模効果と集積効果を発揮し、反独占・反不正競争法執行司法を強化・改善し、各種生産要素の市場化配置と商品サービス流通を妨げる体制メカニズムの障害を取り除き、制度性取引コストを低下させる。
>【科学技術の革新と産業のアップグレードの促進】	市場需要を通じて革新資源の有効配置を誘導し、革新要素の秩序ある流動と合理的配置を促進し、自主革新成果の市場化応用を促進する体制メカニズムを完備し、科学技術革新と新興産業の発展をサポートする。
>【国際競争協力への参加に関する新しい優位の育成】	国内大循環と統一大市場を支えにして、グローバル要素と市場資源を有効に利用して、国内市場と国際市場をもっとよく連通させる。制度型開放を推進し、グローバル産業チェーン・サプライチェーン革新における影響力を強め、国際経済管理における発言権を高める。
【主な政策措置】	
>【市場基礎制度規則の統一強化】	①統一的な財産権保護制度の完備、②統一的な市場参入制度の実施、③統一的な公平な競争制度の維持、④統一的な社会信用制度の健全化。
>【市場施設の高水準の連通】	⑤現代流通ネットワークの構築、⑥市場情報の共有チャネルの整備、⑦取引プラットフォームの最適化アップグレードの推進。
>【統一的な要素と資源市場の構築】	⑧都市と農村の統一的な土地と労働力市場の健全化、⑨統一的な資本市場の発展の加速、⑩テクノロジーとデータの統合された市場の育成促進、⑪全国統一のエネルギー市場の構築、⑫全国統一の生態環境市場の育成発展。
>【商品とサービス市場の高いレベルの統一推進】	⑬製品品質のシステム整備、⑭標準と計量のシステム整備、消費サービスの質の全面的向上。
>【市場監督の公平な統一推進】	⑮市場監督規則の健全な統一、⑯統一市場監督管理法の強化。
>【不当な市場競争と市場介入行為の更なる規範化】	⑰反独占の強化への注力、⑱法による不正競争行為の取り締まり、⑲地域保護と地域障壁の打破、⑳法による平等な市場参入と脱退を妨げる規定ややり方の整理と廃止。

資料)党中央・国務院「全国統一大市場の建設を加速させることに関する意見」(2022年4月10日)より抜粋作成。

政策の方向性は国内市場を主体としつつも、中国が「国内大循環と統一大市場を支えにして、国内市場と国際市場を連動させることで、グローバルサプライチェーンにおける影響力を強め、国際的な発言権を高めていくこと」を目指す上では、対外開放政策及びグローバルスタンダードに適応した市場環境の整備が必要であり、結果として日本も含めた対外貿易投資の拡大が期待される。

以 上

中国におけるメタバース業界の現状について

中倫法律事務所
中国弁護士 李 敬花
Email: lijinghua@zhonglun.com
TEL: 86-755-3325-6406

はじめに

2021 年は、メタバース元年とも呼ばれる。その火付け役として挙げられているのが、同年 3 月に、メタバース関連企業の上場第 1 号といわれる米国のオンラインゲームプラットフォーム Roblox（ロブロックス）の運営会社がニューヨーク証券取引所（NYSE）への上場を果たしたことと、同年 7 月に、フェイスブックの創業者マーク・ザッカーバーグ氏が同社をメタバース企業にすると発言し、その 3 ヶ月後の 10 月に社名を「Meta」に変更したことだ。

中国でも、中国語でメタバースを意味する「元宇宙」が、対外報道の担い手である中国新聞社管轄の中国新聞週刊（チャイナニュースウィークリー）が選ぶ「2021 年 10 大ホットワード」にランクインする等、話題となった。

2022 年に入ってから、米マイクロソフト社が、1 月に、米ゲームソフト開発会社アクティビジョンブリザードをゲーム関連では最高額ともいわれる総額 687 億米ドルで買収すると発表し、日本のソニーグループが、4 月に、米エピックゲームズに対し、2020 年の 2.5 億米ドル、2021 年の 2 億ドルの出資に続き 3 度目の出資となる 10 億米ドルの出資を決める等、メタバース関連分野への大型投資が相次いでいる。

その潮流を追うように、中国企業によるメタバース関連投資も活発化し、情報通信（IT）大手がメタバースへの布石を急いでいる。

本稿では、中国メタバース業界の現状を紹介しつつ、メタバース関連規制と、日本企業を含む諸外国企業の参入に触れてみる。もっとも、メタバースの概念がまだ確立されていないこと、メタバース関連分野がその名前のとおり広範にわたること等から、本稿の内容が極めて限られていることをご了承いただき、現在の中国のメタバース関連事情を理解する上での一助になれば幸甚である。

1. 中国メタバース業界の現状

1.1 政策

(1) 国家レベル

2021 年 3 月に開かれた全国人民代表大会（全人代）では、中国の今後 5 年（2021 年から 2025 年）の中期的な経済と社会発展の方針、並びに 2035 年までの長期的な目標を定める「国民経済・社会発展第十四次五カ年計画及び 2035 年長期目標要綱」（要綱）が審議、採択された。要綱では、メタバースの概念に直接触れていないが、「デジタル化発展の加速及びデジタル中国の建設」の大きな目標の下で取り上げている「デジタル経済の重点産業」には、メタバース産業の発展に不可欠なデジタル技術分野が含まれている。例えば、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、インダストリアル・インターネット、ブロックチェーン、人工知能、仮想現実（VR）と拡張現実（AR）の 7 つのカテゴリーで重点分野を示しており、そのうち、VR と AR の分野では、3D 画像の生成、動的環境モデリング、リアルタイムモーションキャプチャ、迅速レンダリング処理等の技術イノベーションの推進、バーチャルリアリティ搭載の完成機器、知覚インタラクション、コンテンツの収集・制作等のデバイスや開発ツールのソフトウェア、業界

ソリューションの発展¹を挙げている。

2021 年 12 月、国務院が公布した「“十四五” デジタル経済発展計画」でも、産業パークや産業群のデジタルトランスフォーメーションと公共サービス分野において、メタバース関連ワードが躍り出ている。前者では、物理的な境界を跨ぐ「仮想」産業パークや産業群の発展モデルを模索し、産業資源の仮想化集約を加速し、プラットフォーム型運営とネットワークのコラボレーション、仮想と現実が融合した産業デジタル化の新しいエコシステムを構築する²とし、後者の公共サービス分野では、「クラウドライフ」サービスを革新、発展させ、人工知能や VR、8K 高画質の動画等の技術を深く融合させ、ソーシャル、ショッピング、エンタメ、展示等の分野での応用を拡大させる³とした。

(2) 地方レベル

地方レベルでは、北京、上海、深セン、広州、重慶、厦門、杭州、成都等の都市やその一部の傘下エリア（区）、浙江省、山東省、安徽省等の地方政府が十四次五カ年計画や政府活動報告の中で、メタバースの概念に触れ、メタバース産業の発展プランや支援策を打ち出しており、メタバース都市の実現を目指したレースはすでにスタートしている。

本稿では、山東省と広州市の例を挙げてみる。

山東省は、同省が公布した「仮想現実産業の高品質発展を推進するための三年行動計画（2022 年～2024 年）」において、VR 産業を新世代の情報技術の重大かつ先端分野（VR 仮想現実、AR 拡張現実、MR 複合現実を含む）と位置付け、青島を中心に、済南、濰坊、煙台、威海の四都市が連動し、その他都市が協同する形で「1+4+N」の仮想現実産業エリアの形成を目指すとする。

広州市の場合、同市内の黄浦区、広州開発区が、2022 年 4 月 8 日、「メタバースイノベーション発展促進弁法」を公布し、デジタルツイン、ヒューマンコンピュータインタラクション、ブレインコンピュータインタフェース、AR・VR・MR 等のメタバース分野において革命的かつ破壊的なデジタル技術の研究を行い、関連サービスを提供する企業や人材を対象に、補助金、奨励金その他優遇を適用するとした。

1.2 業界団体

中国には、モバイル通信分野の唯一の全国団体として、2000 年設立の中国移動通信聯合会（China Mobile Communications Association、略称 CMCA）が存在する。CMCA は、当時の国務院副総理（呉邦国氏）の指揮下で国務院総理事務会議⁴の承認を得て設立した団体で、主管機関は、全国の工業、通信業、情報化及び新興産業等を統轄する中国工業情報化部（MIIT）⁵である。その会員は、中国三大国有通信キ

¹ 「国民経済・社会発展第十四次五カ年計画及び 2035 年長期目標要綱」第五編（デジタル化の発展の加速、デジタル中国の建設）第十五章（デジタル経済の新たな強みの構築）囲みコラム八「デジタル経済の重点産業」

² 「“十四五”デジタル経済発展計画」の五（産業デジタルトランスフォーメーションの大なる推進）（三）（産業パーク及び産業群のデジタルトランスフォーメーションの推進）

³ 「“十四五”デジタル経済発展計画」の七（公共サービスのデジタル化水準の持続的向上）（四）（スマートな共有型新デジタル生活作り）

⁴ 2004 年年初に廃止。

⁵ 2008 年 3 月の中央部署の再編により、新設された国務院直轄の行政部門で、国家発展改革委員会の工業部門、国防科学技術工業委員会の職務（核電力の管理を除く）、情報産業部の職務、国務院情報化業

キャリアである中国移動（チャイナモバイル）、中国聯通（チャイナユニコム）、中国電信（チャイナテレコム）のほか、大手通信設備及び通信端末メーカー中興通訊（ZTE）、大手通信機器メーカー華為（ファーウェイ）、大手家電メーカー小米（シャオミ）、大手PC及び周辺機器メーカー聯想（レノボ）等である。

CMCAの下部組織には、デジタル経済産業委員会やデジタル産業聯合社、5Gライブ産業連盟、ブロックチェーン専門委員会等があるが、2021年10月15日に、新たに「メタバース産業委員会」（正式名称「中国移動通信聯合会元宇宙産業委員会（CMCA-MCC）」）の設置が承認され、11月11日に発足した。同委員会は、メタバース産業の健全かつ持続的な発展を推進することを目標としている。2022年5月9日現在の構成員は計134名で、内訳は個人が58名、法人その他組織が76名（上場会社28社を含む）である⁶。なお、5月17日には新たに12の企業及び個人⁷が加入し、6月2日に新たに9社⁸が加わったことにより、同時点の構成員は計155名となった。

1.3 メタバース関連産業

1.3.1 投資ブーム

ベンチャー投資も目立つが、ここでは、中国IT大手による投資の一部を時系列で整理する。

投資時期	投資者	規模	投資先	主力製品又は役務
2021年1月	網易（ネットイース） 外1社（Structural Capital）リードインベスター	総額3,500万米ドル	米 Together Labs	バーチャルヒューマンコミュニティプラットフォーム「IMVU」を保有。 ユーザーは、このプラットフォーム内に、バーチャルルームを作り、自分が作成した3Dアバターを使用し、チャットや買い物等が可能。
2021年4月	抖音（ドウイン。旧称：字節跳動（バイトダンス） ⁹ ）	1億元（約1,500万米ドル）投資	北京代碼乾坤科技（code view Technology）	モバイルゲーム開発会社。 UGC（ユーザー生成コンテンツ）プラットフォーム「重啓世界」（リワールド）を保有。 リワールドは、青少年を対象に、没入型3Dの創造と体験を提供。
2021年5月	騰訊（テンセント）	4.4億米ドル投資	上海任意門科技（Soulgate Technology）	次世代ソーシャルコミュニティプラットフォーム「ソウル」の運営会社。 若者を対象とし、ユーザーはアンケートに回答し、自分の出身の星を決め、自分と趣味の合う同年代の友人を見付け、チャットルームやゲームルームで大人数での交流が可能、現実離れたバーチャル世界を構築。
2021年6月	テンセント	3,500万英ポンド（シリーズD第1段）	英 Ultraleap	空中触覚技術の開発。
2021年8月	ドウイン	約90億人	青島小鳥看看	Pico（ピコ）ブランドのVRヘッドセット

務弁公室の職務を統合して所管する。

⁶ 出処 CMCA 公式サイト <http://dgh.tcc2017.org.cn/article/item-594.html>

⁷ 出処 CMCA 公式サイト <http://dgh.tcc2017.org.cn/article/item-609.html>

⁸ 出処 CMCA 公式サイト <http://dgh.tcc2017.org.cn/article/item-629.html>

⁹ 2022年5月、社名変更された。本稿では、ドウインで統一する。

投資時期	投資者	規模	投資先	主力製品又は役務
		民元 (約 14 億米ドル) で買収	科技 (Pico Technology)	ドセットをはじめ、VR デバイスの開発、関連コンテンツの制作・応用。
2021 年 10 月	ネットイース (リードインベスター)	総額 500 万米ドル (シリーズ A 参加)	北京次世文化伝媒 (Next Geneartion)	芸能人のアバター、ブランドアンバサダーのバーチャルヒューマン等のほか、中国初のバーチャル DJ 「Purple」 を手掛けている。
2021 年 11 月	阿里巴巴 (アリババ) (リードインベスター)	総額 2,000 万米ドル (シリーズ A+ 参加)	暈境数字科技 (上海) (DGene)	ライトフィールド、VR 技術を用いたコンテンツを開発。
2021 年 11 月	アリババ (フォロイーインベスター)	総額 3700 万米ドル (シリーズ B 参加)	米 Sandbox VR	VR リアルティ体験を提供。
2021 年 11 月	ドウイン	不明	衆趣 (北京) 科技 (3DNest)	3D モデリングサービス、バーチャルショールム等。
2022 年 1 月	ドウイン	不明	杭州李未可科技 (lawaken)	XR (エクステンデッド・リアルティ) グラス開発。
2022 年 2 月	テンセント	不明	加 Inflexion Games	ゲーム開発スタジオ。
2022 年 3 月	アリババ (リードインベスター)	総額 6000 万ドル (シリーズ C+ 参加)	深セン太若科技有限公司 (Nreal)	MR 技術、コンシューマー向け AR グラス開発。 日本では 2021 年 12 月と 2022 年 2 月に同社製品「Neal Light」と「Neal Air」が発売された。

中でも、注目されているのはテンセントとドウインだが、上表 2021 年 8 月の青島小鳥看看科技 (Pico Technology) の買収案件では、二社が競い合い、最終的にドウインが手にした経緯がある。もともと、テンセントは、中国国内だけでなく、海外大型投資案件でも名を上げており、冒頭に挙げた、話題の米エピックゲームズと米アクティビジョンブリザードの持分も保有している。テンセントは、遡ること 10 年前の 2012 年 7 月に米エピックゲームズへ 3.3 億米ドルの出資を果たし、同社の当時の発行済み株式の 48.4% を取得¹⁰。その 1 年後の 2013 年 10 月には、約 4.29 億ドルで新設 LLP (有限責任組合) の出資持分を取得しているが、同 LLP が米アクティビジョンブリザードの当時の発行済み株の 6% を保有したことから、間接的に米アクティビジョンブリザードの株式を保有する¹¹ようになる。さらに、金額こそ知られていないが、米ロブックスが上場する前の 2020 年 2 月に同社への 1.5 億米ドル G シリーズ投資ラウンドに参加したほか、2021 年 7 月には、同社のロブックスの中国版 (中国名「羅布楽思」) の中国国内の代理及び運営会社として、中国国内の配信をスタート。配信初日は、中国国内のアップルストアの無料ゲームランキングで 1 位を獲得する等、人気を集めた。¹²

¹⁰ 出処：テンセントの公式サイト掲載の 2012 年度年次報告

<https://static.www.tencent.com/storage/uploads/2019/11/09/01e79f5b098d8b703f7a256bcba9aa07.pdf>

¹¹ 出処：騰訊 (テンセント) の公式サイト掲載の 2013 年度年次報告

<https://static.www.tencent.com/storage/uploads/2019/11/09/58a1141b748840232bf8d5ee281aedd2.pdf>

¹² 「羅布楽思」は 2021 年 10 月 28 日夜にサーバーアップグレードのため 2021 年 10 月 29 日 0 時から新規ユーザーの登録を中止すると発表し、現在もストップ状態にある。

1.3.2 開発競争

IT 大手によるメタバース新興企業への囲い込みと並行して、独自の開発競争も激化している。

その一例として、ソーシャルコミュニティ分野を挙げてみよう。中国では、テンセントが 2011 年 1 月 21 日にリリースしたソーシャルネットワーク (SNS) アプリの「微信 (ウィーチャット)」が、同社 2021 年度事業報告で開示の通り、月間アクティブアカウント数 12 億¹³を超える等、圧倒的なシェアを誇っている。SNS 分野におけるテンセントの独占が続く中、各社によるメタバース概念を取り入れた新しいコミュニティの創造も活発化している。

(1) ドウイン

同社は、2019 年に、ショートビデオ SNS「多閃 (duoshan)」と、SNS に同好会コミュニティ機能を加えた「飛聊 (feiliao)」をリリースし、2 度にわたり SNS 進出を試みる。その後、2021 年にメタバース概念を取り入れた SNS アプリ「Pixsoul」を東南アジア市場で公開し、現在に至る。同アプリは、没入型バーチャルプラットフォームと位置づけられ、ユーザーの顔写真から 3D アバターを作ることができるのが特徴だ。

また、現在テスト中とされる SNS アプリ「派對島」(パーティ島) は、ユーザーが作成した自分のアバターでプラットフォーム内で友達を作り、一緒に街を歩いたり、映画鑑賞ができたり、チャットやイベントに参加できるとされる。

(2) 百度 (バイドゥ)

アメリカの GAFA にちなみ、中国には「BAT」と呼ばれる IT 大手 3 社がある。それぞれ B (中国の検索エンジン大手の百度 (バイドゥ))、A (アリババ)、T (テンセント) である。しかし、不動の A と T に比べ、B は近年プレゼンスが低下していることから、バイドゥを押し出し「字節跳動 (バイトダンス。ドウインの旧称)」を入れて、「新 BAT」とする向きもある。

そんなバイドゥだが、2021 年 12 月 27 日に中国初とも言われるメタバースのプラットフォーム「希壤 (シーラン)」を公開した。シーランのバーチャル空間は、最大 10 万人が同時利用可能とされている。バイドゥは、2017 年から毎年「百度 AI 開発者大会」(バイドゥクリエイト) を開催しているが、2021 年 12 月 27 日から 29 日に開催された 2021 年大会は、シーランで行われた。大会は、体験や画質、アバターの操作、建築物の設計等を含め酷評を受けたものの、バイドゥにとってはメタバース分野への大きな一歩であるに違いない。

(3) スタートアップ企業

SNS 分野においては、スタートアップ企業の開発にも目を引くものがある。例えば、北京一点数娛科技 (YIDIAN デジタルテクノロジズ) が開発した SNS アプリ「啫喱 (truely)」は、2022 年 1 月 19 日に公開され、2 月 10 日に中国国内のアップルストア無料アプリダウンロード数 1 位を記録した。「啫喱 (truely)」は、3D アバターを作り友達と仮想空間内で交流できるもので、「没入感」「遅延の少なさ」で評価が高い。しかし同社は、2 月 13 日の夜、既存ユーザーのサービス向上に注力するためとして新規ユーザーの登録を中止し、アプリストアからも同アプリを削除した。中国国内のアップルストアでのアプリ公開から DL 数 1 位獲得を経てアプリ公開中断まで、1 ヶ月を満たない急速な動きである。

(4) テンセント

テンセントも傍観してはいない。同社は、冒頭のウィーチャットをリリースする前の 1998 年に、コミ

¹³ 出処：テンセントの公式サイト掲載の 2021 年度年次報告

<https://static.www.tencent.com/uploads/2022/04/07/7fb064d564c26f7f0391836ab8b8bd05.PDF>

コミュニケーションアプリ「QQ¹⁴」(2021年度月間アクティブアカウント(スマートデバイス上)数は5億を超える。)を無償公開し、2003年にアバタープログラムを追加した二次元「QQ秀」(QQショー)を公開した経緯がある。最近の動きとしては、2022年春節頃から、3Dにバージョンアップした「超級QQ秀」(スーパーQQショー)のテストを開始したと伝えられている。スーパーQQショーは、3Dアバターの作成はもちろん、着せ替え機能が追加され、ユーザーは多様な姿でバーチャル空間に参加できるとされる。

1.3.3 商標登録の出願ラッシュ

メタバースの注目度が高まるにつれ、中国では、企業や個人が、メタバースを意味する中国語「元宇宙」と英語の「METaverse」の商標登録を競うように申請している。

2022年2月21日のメディア¹⁵取材でわかっているだけでも、「元宇宙」「METaverse」関連商標の出願件数は、およそ1.6万件にもなる。

実際に、中国の商標登録関連事務を所管する国家知的財産局商標局の公式サイトで、メタバース関連商標の出願件数を調べたところ、2022年5月31日現在で、「元宇宙」が含まれている商標登録の出願件数が2299件、「元宇宙」の中国語発音表記「YUANYUZHOU」が12件あり、いずれも2021年以降の出願であった。また、「METaverse」が含まれている商標登録の出願件数は560件で、うち2021年以降に出願されたのが550件あった。ただ、2021年以降の出願については、いずれも実体審査待ち又は受理待ちで、当局はメタバースを意味する文字を含む商標の登録を原則保留していると伝えられている。

1.3.4 大学の動き

2022年4月、複数のメディアが、中国人民大学が、大学初のメタバース研究センターを設立し、メタバースの研究レポートや中英両言語の書籍の出版、学部生、修士、博士向けのメタバース関連科目を開設する予定であると伝えた。

清華大学もメタバース文化実験室を設立しており、除幕式の司会進行役にロボットやバーチャル司会者を起用したことが話題となった。同実験室は、清華大学発のデジタル出版企業である「中文在線(COL)」(2015年に上場)の支援を受けて誕生したもので、「産学研」¹⁶の連携によるメディア技術の発展、メタバース概念下の文学作品の創作分野等の研究を目的としている。

この他、北京郵電大学や中国伝媒大学等も、メタバース分野への取り組みを発表している。

中国の大学の専攻は、基本的に教育部が公表する「目録」で管理されているが、2019年度の「目録」には、メタバース分野に不可欠な知識や技術を習得できる新たな専攻として、2019年に仮想現実技術専攻やブロックチェーン専攻、知能感知専攻が、2020年にインテリジェント・インタラクティブ・デザイン専攻、暗号科学と技術専攻等が増設されている。

2. 規制

中国も諸外国同様、メタバース関連は法制度が追いついていないため、現状では、基本的に、従来の法律の枠内での対応となるが、メタバース概念が投機手段として不正に利用される等の社会問題が起きて

¹⁴ パソコン時代のインスタントメッセンジャーの強者で、今ではライブ配信やゲーム等多様なコンテンツを利用でき、X世代に人気がある。

¹⁵ 出処 https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_16787253

¹⁶ 企業(産)、大学(学)、研究機関(研)を指す。

いることを受け、注意喚起の意味を含め、いくつかの規制が出されている。

2.1 メタバースを利用した違法な資金調達に警鐘

2022年2月18日、中国の銀行業及び保険業を統轄管理する中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、「メタバースの名目で行われる違法な資金集めのリスク防止に関する提案」と題したガイドラインを公表し、「メタバース投資」や「GameFi（ゲームファイ）（プレイもし、暗号資産も稼げるブロックチェーンゲーム）」等の名目で違法な資金調達や詐欺等の疑いがある違法活動が行われていると警告した。また、一時期、有名芸能人が仮想通貨不動産を購入する等したことから仮想通貨不動産の購入が注目されたが、仮想通貨不動産をめぐる詐欺や違法な資金調達が問題となっているとして、メタバース内の不動産取引にも警鐘をならした。さらに、メタバース内で仮想通貨を発行し、「メタバース通行通貨」とあり、投資を誘導しているとも指摘し、騙されないよう注意喚起し、違法行為を発見した場合は、関係当局に通報するよう呼び掛けた。

2.2 NFT 関連の金融リスクの予防

NFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）は、ビットコインのような代替可能なトークン（Fungible Token）である仮想通貨とは本質的に異なるが、中国では仮想通貨が禁止されていることから、誤解を免れようと、NFT を、「デジタルコレクション（数字藏品）」と称することが多い。

2022年4月13日、中国互聯網金融協会（National Internet Finance Association of China、略称 NIFA）¹⁷、中国銀行業協会（China Banking Association、略称 CBA）、中国证券業協会（Securities Association of China、略称 SAC）の金融業界の三団体（以下「三団体」という）が、共同で「NFT 関連の金融リスクの防止に関する提言」と題したガイドライン（以下「三団体のガイドライン」という）を公表し、デジタル経済や文学創作産業の発展における NFT の価値を認めた上で、NFT 市場の過熱にともなう投機、マネーロンダリング、違法な金融活動等のリスクを指摘した。

三団体のガイドラインでは、NFT の金融化、証券化、仮想通貨化を防ぐべく、次の行動規範を守るべきとする。

- (1) NFT 商品に証券、保険、信用貸付、貴金属等の金融資産を含まないこと
- (2) 所有権の分割や大量創設等により、NFT が持つ非代替性の特徴を失わせ ICO（Initial Coin Offering、新規暗号資産公開）化しないこと
- (3) NFT 取引のための集中取引サービス等を提供しないことと、違法に取引所を設けないこと
- (4) ビットコイン、イーサリアム、テザー等の仮想通貨を、NFT の発行、取引価格の設定及び決済に使用しないこと
- (5) NFT の発行者、買い主、売り主は、マネーロンダリング防止のため、実名認証の義務があること
- (6) NFT 投資（直接又は間接を問わない）、NFT 投資への融資を行わないこと

なお、仮想通貨での取引が禁止されているため、NFT プラットフォーム内の価格表示の貨幣単位は“人

¹⁷ 中国の中央銀行である中国人民銀行と、証券監督管理委員会と、当時の中国銀行業監督管理委員会及び保険監督管理委員会（2018年3月の中央政府組織再編により両委員会は統合され、中国銀行保険監督管理委員会が誕生）等の、国家行政機関より組織された国家レベルのインターネットファイナンス協会。2015年12月31日に国务院の認可を得て成立した。

民元”となっている。

また、NFT 取引のためのマーケットプレイスを提供してはならないとしているため、事実上、NFT 二次販売は禁止されている。

三団体のガイドラインは、業界団体の定めであり、法的効力を有するものではないが、三団体の会員はこれを遵守する義務がある。また、三団体の主管部門が、それぞれ中国人民銀行（PBC）、銀行保険監督管理委員会（CBIRC）、証券監督管理委員会（CSRC）であることから、三団体のガイドラインは、規制当局の考えや、政策の方向性等をある程度反映していることが想定される。

実際、国務院は、すでに 10 年ほど前から、「各種取引所の整理整頓と金融リスクの確実な防止に関する決定」（2011 年 11 月 11 日公布、同日施行）、「各種取引所の整理整頓の実施に関する意見」（2012 年 7 月 12 日公布、同日施行）において、当局の許可を得た取引所以外の場所で、権益を均等に分割し公開発行すること、競争売買、電子ブローキング、匿名取引、マーケットメイク等の形式で取引すること（競売を除く）、権益についての最小取引単位を設定し連続取引（買い入れ後 5 取引日を経たないうちに同品目の売り注文を出すこと、又は売出し後 5 取引日を経たないうちに同品目の買い注文を入れること）を行うこと等を禁止している。

また、芸術品は、「芸術品経営管理弁法」（2016 年 1 月 18 日公布、同年 3 月 15 日施行）にて、販売、輸出入等を業とする事業者が、認可なく芸術品の権益を均等な持分に分割して公開発行すること、競争売買すること、マーケットメイク等による取引を行うことを禁止している¹⁸。

仮想通貨に関しては、すでに、2021 年 9 月 15 日に中国人民銀行、他 9 つの機関¹⁹が共同で公表した「仮想通貨の取引における投機リスクのさらなる予防及び対処に関する通知」により、全面禁止となっている。

したがって、三団体のガイドラインの規制内容は全く新しいものではなく、当局の既存の考えを引き継いだものと言えよう。

一方、NFT ビジネスを発展させるために、今後、取引ルールや管理体制が整備されるにつれ、二次販売に関する規制を含め、徐々に緩和されることが期待される。

2.3 メタバース産業自律公約

2022 年 2 月 21 日、CMCA-MCC は、「メタバース産業自律公約」を公表し、資本市場に存在するメタバース概念を利用した投機行為を排除し、市場バブルを防ぐための行動準則を示した。同公約が掲げているのは次の 5 項目である。

(1) 法令遵守及び国家政策の方向性に従う等、コンプライアンス意識を高め、中国のメタバース産業の健全かつ持続的発展を推進すること

(2) メタバースの最も重要な応用シーンを産業応用とした上で、実体経済への貢献に立脚した事業を展開すること

(3) メタバース投資やメタバースゲーム等を名乗る新型詐欺、メタバース仮想通貨の発行等の違法金融活動、仮想不動産等の新型投機に注意すること

(4) 重要技術の革新はメタバース発展の重要な動力であり、産学研の提携を強化し、新しい技術の革新

¹⁸ 「芸術品経営管理弁法」第 2 条第 2 項、第 8 条第 4 号

¹⁹ 中共中央サイバー安全情報化委員会弁公室、最高人民法院、最高人民検察院、工業情報化部、公安部、国家市場監督管理総局、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会、国家外為管理局

モデルを模索すること

(5) 社会的責任を履行し、デジタル中国を建設すること

2.4 「深層合成」に関する規制(草案)

2022 年 1 月 28 日、中国のサイバー規制当局である国家サイバー情報弁公室（CAC）は、深層合成に関する規制「インターネット情報サービスにおける深層合成の管理規定」（以下「草案」という）の意見募集稿を公表した。

草案は、深層合成の技術とは、ディープラーニング、仮想現実で代表される生成及び合成のアルゴリズムを利用し、テキスト・画像・音声・動画・仮想シーン等を制作する技術を指す、と定義している。

昨今は、アプリ等を利用して簡単にディープフェイクボイス、動画等が作られ、詐欺、脅迫、誹謗・中傷等に利用されている。また、ネット上で深層合成技術を利用して作られたフェイク情報が拡散されれば、現実社会に与える負の影響も大きい。

草案は、深層合成をサービスとして提供し、又は深層合成の技術を提供するプロバイダーの責任として、次を挙げている。(1) 利用者に対し実名認証を行うこと、(2) 利用者の入力データ及び合成物を審査し、違法又は不良コンテンツを処理し、かかる利用者に対し警告、利用制限、利用中止、アカウントの取消等の措置をとること、(3) 顔、声等の生体情報を編集する時は、本人に通知しその同意を得ること、(4) 利用者からの苦情、一般からの通報に対応する体制を整備すること、等。

メタバースをめぐるビジネスが急速に拡大している中、規制当局のガイドライン、業界団体のガイドライン又は自律公約のいずれも目的はメタバースをめくり現実に起きている問題を指摘し、その解消に着眼し、メタバース産業を健全に発展させることである。健全な発展を妨げるような動きに対する規制と平行し、メタバース産業発展のための積極的な施策にも期待を寄せたい。

3. 外資参入

現段階におけるメタバース産業は、まだ入口に過ぎないことは言うまでもない。ここでは、その第一歩とも言われるメタバースゲームや NFT プラットフォームを例に、必要な各種ライセンス、資格等を中心に外資の参入に触れてみる。

3.1 メタバースゲーム

3.1.1 リリース

メタバースゲームのリリースにあたっては、まず、(1) 「インターネット出版業許可証」（ネットワーク出版サービス許可証）という事業ライセンスを取得した事業者が、(2) 当局（新聞出版署）の承認を得て、発売予定のゲームの「インターネットゲーム出版物コード（ISBN）」を取得しなければならない。

(1) インターネット出版業許可証

インターネット経由で、一般向けに、文学や画像、ゲーム、アニメーション等のオリジナルデジタル作品を提供しようとする事業者は、「インターネット出版業許可証」の取得²⁰が前提要件となる。中国でメタバースゲームのリリースを予定する事業者も例外ではない。

一方、外資によるオンライン出版業への投資は、現行の外資参入ネガティブリストにおいても依然と禁

²⁰ 「ネット出版サービス管理規定」第 2 条、第 7 条

止項目²¹とされているため、外資企業²²（独資、合弁、合作を含む。以下同様）又は外国企業は、そもそも「インターネット出版業許可証」を申請する資格がない。

「インターネット出版業許可証」を取得済の業者との提携は可能であるが、提携にあたっては国家新聞出版署の事前許可²³を要する。この事前許可では一般的に、外国の著作権者と同許可証の保有者間でのライセンス契約の締結が求められる。

（2）インターネットゲーム出版物コード（ISBN）

メタバースゲームは、オンライン出版物としての取り扱いが想定されるため、リリース前に、当局の承認を得て、通称「版号」と呼ばれる「インターネットゲーム出版物コード（ISBN）」（网络游戏出版物号）を取得しなければならない。また、同コードの申請資格者は、基本的に、（1）の「インターネット出版業許可証」の資格保有者に限られている。

なお、申請者は同コードの申請前に、申請者が所在する省レベルの著作権管理当局で著作権契約登記手続きを行い、「著作権契約登記批准書」を取得²⁴する必要がある。

上記の一方で、中国では、未成年者のオンラインゲーム依存問題を解消するための管理を強化する旨の通達が、オンラインゲームの規制当局でもある国家新聞出版署より 2021 年 8 月 31 日に公布され、翌日施行されている。同通達は、オンラインゲーム業者に対し、未成年者向けのオンラインゲームのサービス提供時間²⁵を制限すること、本人確認を厳しくすること等一連の措置を求めている。また、同署公式サイトは同時期の 2021 年 7 月 22 日から 2022 年 4 月 11 日までの約 8 ヶ月、毎月公表していた国内ゲームの承認情報（「インターネットゲーム出版物コード」の発行）の発表を中断し、新規のオンラインゲームの承認をストップしていた。輸入オンラインゲームの場合は、年に 1 回のペースで公表されているが、2021 年 6 月 28 日以降更新されていない。なお、輸入オンラインゲームの内容審査は、通常、6 ヶ月から 1 年以上かかるとされる。

3.1.2 運営

外資企業は、直接又は間接にも、中国国内のオンラインゲームの運営事業に投資することはできない²⁶とされているため、メタバースゲームの運営事業に対する投資も不可能と考える。

もっとも、事業ライセンスを有する中国の業者に運営を依頼する等の方法は考えられる。その際は、中国の業者が運営に必要なライセンスを取得しているか否かを確認する必要がある。なお、業務の内容や形

²¹ 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」の特別管理措置 No.15

²² 「ネット出版サービス管理規定」第 10 条第 1 項

²³ 「ネット出版サービス管理規定」第 10 条第 2 項

²⁴ 「国务院の＜国家新聞出版総署（国家版權局）の主要職務、内部機構及び人員編成の規定の配布に関する通知＞及び中央機構編制委員会の関連解釈の徹底実行、インターネットゲームの事前許可及び輸入インターネットゲームの許認可管理の一層の強化に関する通知」の三

²⁵ 「国家新聞出版署の未成年者のインターネットゲーム依存の確実な防止、一層の厳格管理に関する通知」の一では、未成年者向けのオンラインゲーム提供時間を、毎週の金曜、土曜、日曜及び法定祝日の 20 時から 21 時までの 1 時間に制限した。

²⁶ 「国务院の＜国家新聞出版総署（国家版權局）の主要職務、内部機構及び人員編成の規定の配布に関する通知＞及び中央機構編制委員会の関連解釈の徹底実行、インターネットゲームの事前許可及び輸入インターネットゲームの許認可管理の一層の強化に関する通知」の四

態によって、必要なライセンスの種類が異なるため、本稿では一般的に考えられるライセンスを例として以下に挙げる。

(1) ICP 許可証

公共のインターネットインフラ設備を利用し、提供する電信（有線又は無線で音声、文言、データ、画像その他方法による情報の送受信、伝送）、情報サービスを付加価値電信業と定義し²⁷、これを業としようするものはICP（Internet Content Provider、インターネットコンテンツプロバイダー）許可証²⁸を取得しなければならない。したがって、メタバースゲームの運営業者は、ICP 許可証を取得する必要がある。

なお、メタバースゲームでは考え難いが、非営利性（ゲーム自体が無料であっても広告等の収入があれば営利性が認められる）と判断されれば、許可は要さず、簡易な届出²⁹で足りる。また、既存の電信業務分類目録に記載のない新型電信業務と判断される場合は、所轄の省レベルの電信管理当局に届出なければならない³⁰。

(2) 情報ネットワーク視聴番組伝播許可証

メタバースゲームの中で、イベントの中継や視聴番組のライブ配信等を行う場合³¹、運営業者は上記の配信許可証を取得しなければならない。なお、同許可証の申請対象は、国有企業（独資又は持株）³²に限定しているため、外資企業を含む民間企業は申請資格を有しない。

(3) ブロックチェーン関連届出

メタバースゲーム又はそのプラットフォーム内に、ブロックチェーン技術を導入する場合、運営業者はブロックチェーン情報サービス提供者に該当するため、事後届出³³を要する。

ブロックチェーン技術分野への外商投資は、奨励対象³⁴でもあり、かかる届出に関連し外資に対する規制は見当たらない。

3.2 NFT プラットフォーム

NFT プラットフォームの運営業者の場合も、業務の内容や形態によって、必要なライセンスの種類が異なるため、本稿では一般的に考えられるライセンスを例として以下に取り上げる。

(1) インターネット出版業許可証・ネットワーク文化経営許可証

NFT プラットフォームで NFT 作品を铸造（ミンティン）又は出版しようとする場合は、オンライン出版業に該当するとされ、3.1.1 の（1）と同様、「インターネット出版業許可証」の取得が必要と考えられ

²⁷ 「電信条例」第 2 条 2 項、第 8 条第 2 項

²⁸ 「電信条例」第 9 条第 2 項、「電信業務分類目録」B25（情報サービス業務）

²⁹ 「インターネット情報サービス管理弁法」第 8 条

³⁰ 「電信条例」第 9 条第 3 項

³¹ 「国家新聞出版広電総局のネットワーク視聴番組中継サービスの管理強化関連問題に関する通知」の一

³² 「インターネット視聴番組サービス管理規定」第 8 条第 1 号

³³ 「ブロックチェーン情報サービス管理規定」第 11 条第 1 項

³⁴ 「外商投資奨励産業目録（2020 年版）」の九（科学研究と技術サービス業）462（ブロックチェーン技術の研究開発及び応用）、2022 年 5 月 10 日公表の「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」意見募集稿（九（科学研究、開発及び製品、技術サービス業）487（ブロックチェーン技術の研究開発及び応用））で、同 2020 年版のかかる内容を踏襲。

るが、オンライン出版業への外資の参入は禁止されているため、外資企業又は外国企業は申請資格を有しない。したがって、メタバースゲームの場合と同様、「インターネット出版業許可証」保有者との提携により進出することが考えられる。また、その際には、メタバースゲームの場合と同様、事前に当局の認可を要する。

さらに、NFT 商品のミンティン、発行は、オンライン上の文化事業と判断される可能性がある。その場合、「ネットワーク文化経営許可証」³⁵を取得しなければならない。しかし、オンライン文化事業は、音楽を除き、外資の参入が禁止³⁶されているため、同ライセンスの保有者と提携する必要がある。

(2) ICP 許可証

NFT プラットフォームの場合も、オンラインで情報サービスを提供するため、運営業者は ICP 許可証の取得が必要である。メタバースゲームの場合と同様、非営利性が認められれば、簡易届出で足り、また、既存電信業務分類目録にはない新しい形態のサービスと判断された場合は、別途届出が必要となる。

メタバースゲームの場合とは異なり、NFT 関連産業は、外資参入が禁止されていないため、外資企業による運営が可能である。但し、情報サービス業への外資の投資比率は 50%を超えることはできない³⁷とされているため、独資での参入はできず、中国現地企業と合弁（外資比率 50%以下）を組む等して参入することが考えられる。

(3) EDI 許可証

NFT プラットフォームは、オンライン上で利用者向けにデータ処理や取引に関するサービスを提供することが想定されるため、EDI（Electronic data interchange、電子データ交換）許可証³⁸を取得する必要がある。電子データ交換事業は外資企業による運営が可能で、EDI 許可証も申請できるが、ICP 許可証と同様、外資比率は 50%以下とされている。

(4) 情報ネットワーク視聴番組伝播許可証

NFT プラットフォームを通じ、音声や動画の番組を製作、編集し、一般への公開等³⁹を行う場合、当該ライセンスを取得しなければならない。しかし、申請者は国有企業（独資又は持株）に限定されているため、外資を含む民間企業は申請資格を有しない。

(5) 競売

NFT プラットフォーム内で NFT 商品の競売を予定する場合、同プラットフォームの運営業者は、同社が所在する省の商務部門が発行する「競売経営批准証書」⁴⁰を取得しなければならない。競売業については、文化財の競売⁴¹を除き、基本的に、外資参入についての制限はない。

(6) ブロックチェーン関連届出

³⁵ 「インターネット文化管理暫定規定」第 9 条第 2 項、「文化観光部弁公庁の＜ネットワーク文化経営許可証＞の許認可範囲を調整し許認可作業の一層の規範化に関する通知」の二（六）

³⁶ 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」の特別管理措置 No.15

³⁷ 「外商投資電信企業管理規定」第 6 条第 2 項、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」の特別管理措置 No.14

³⁸ 「電信業務分類目録」B21（オンラインデータ処理・取引処理業務）

³⁹ 「インターネット視聴番組サービス管理規定」第 2 条第 2 項

⁴⁰ 「競売管理弁法」第 12 条第 3 項

⁴¹ 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」の特別管理措置 No.30 により、文化財の競売業を営む競売会社への外資の投資が禁止されている。

NFT は、通常、ブロックチェーン上で発行、取引されることから、運営業者は、ブロックチェーン情報サービス提供者に該当し、事後届出⁴²を要する。

以上のとおり、メタバースゲームや NFT プラットフォーム関連事業で想定されるライセンス、資格等について一通り整理させていただいたが、具体的な事業内容や業務形態等によって異なる場合があるため、ケースバイケースで検討する必要があることをお含みおきいただきたい。

終わりに

メタバースはまだ初期の発展段階にあるものの、驚異的な勢いでビジネス化が進んでいる。今後、私達のライフスタイルをどう変えてくれるか楽しみでもある一方で、メタバースという仮想の世界においては、想定される法律問題がまだ十分に整理、検討されていない現状で、すでに知的財産権の侵害やハラスメント被害も多発しており、既存の法制度では対応し切れていない。メタバースの中でも現実世界と同様に権利・利益が保護される法整備が迫られる中、その魅力である自由度の高さとのバランスがとれた制度を如何に作り上げるかが試される。

以 上

中倫律師事務所

中倫律師事務所は、中国司法部の許可を得てパートナーシップ制の法律事務所として 1993 年に設立しました。順調な発展を遂げ、今では、大規模の総合法律事務所に成長しました。本部北京を皮切りに、上海、深セン、広州、武漢、成都、重慶、青島、杭州、南京、海口、香港、東京、ロンドン、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、アルマトイ（カザフスタン）に拠点を設けています。

中国弁護士 李敬花 所属：深センオフィス（約 190 名の弁護士在籍）

中国西北政法大学（旧称：西北政法学院）法学部卒業

日本早稲田大学大学院法学研究科修士課程卒業

業務分野：外商投資、合併・M&A、競争法関連、紛争解決、人事労務



⁴² 「ブロックチェーン情報サービス管理規定」第 11 条第 1 項

日本本社と現地法人から見た中国データ三法への実務上の対応策について

MIZUHO

金誠同達法律事務所(JT&N)
中国弁護士 張 国棟(チョウ・コクトウ)
中国弁護士 潘 博文(シン・ハクブン)
Email: zhangguodong@jtn.com; shenbowen@jtn.com
TEL: 86-10-5706-8268

はじめに

2017年に実施された「サイバーセキュリティ法」、ならびに2019年に立て続けに実施された「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」は、いずれも中国のサイバーセキュリティ、およびデータコンプライアンスの分野における基礎的な法律として、実務の分野においては「中国データ三法」と総称されています。中国データ三法の公布と実施は、日系企業（日本本社およびその中国現地法人）を含む広範な範囲にわたる企業に対して新たな法的コンプライアンス上の挑戦を提起しています。

日系企業にとって、「当面の中国データ三法の下ではどのような管理実施の必要性があるのか」、「これらの業務は実務においてはどのように展開して推進すればよいのか」、および「どのくらいの程度をもって遂行する必要があるのか」というような疑問は、いずれも考慮と取扱いを要する課題となっています。さらに、中国の内資企業と異なっているのは、多国籍企業の性格、および事業運営の実態により、日系における本社（以下「親会社」という。）と、その中国現地法人（以下「子会社」という。）が、いずれも「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」の下での規制対象となる可能性があるという点です。このため、中国データ三法の関連規定に基づき、親会社と子会社の各自の業務の特徴を踏まえた上で、実行可能な実務上の対応策をそれぞれ制定する必要があります。これらの問題意識を念頭に置いて、日系企業の皆様による中国データ三法へのご対応のためのいくつかの所見を提供させていただきます。

一、検討の前提その一：中国データ三法の特徴の見極め

現段階における中国データ三法の特徴の見極めは、実務上の対応策の制定、特に、対応事項の優先順序の確定のために、有益な支えを提供します。「サイバーセキュリティ法」の2017年6月の正式な実施以降、中国政府と関連主管部門はサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護に関連する多くの法律、法規、部門規則、国家基準など（法規をめぐる意見募集稿を含む。）の規定を前後して公布しました。これらの法令は総体的に見てみますと、以下の三つの面の特徴を有しています。

1. 公布・内容更新の迅速性

「サイバーセキュリティ法」の実施以降、中国政府と関連主管部門は関連法令の制定と公布の速度を更に高めており、一群の中国データ三法に関連する法令と国家基準が集中的に公布され、または公衆からの意見が募集されています（関連の重要な法令につきましては、下表1をご参照ください。）。また、法的環境、および主管部門の管理に対する考え方の変化の発生により、法規自体の更新と代替わりの速度も、更に増しています。例えば、個人情報処理の規範化に用いる国家基準である「情報セキュリティ技術__個人情報安全規範」(GB/T 35273-2017)の2018年5月の正式な実施から二度目の改定までの時間的な間隔は、わずか二年弱となっています。法令の公布と更新の速度の引上げは、企業の対応に対する更に高い要求を提起しています。

表 1 重要な法令

効力の等級	名称	公布日/実施日
法律	サイバーセキュリティ法	2016 年 11 月 7 日に公布/2017 年 6 月 1 日から実施
法律	データセキュリティ法	2021 年 6 月 10 日に公布/2021 年 9 月 1 日から実施
法律	個人情報保護法	2021 年 8 月 20 日に公布/2021 年 11 月 1 日から実施
行政法規	重要情報インフラセキュリティ保護条例	2021 年 7 月 30 日に公布/2021 年 9 月 1 日から実施
行政法規	サイバーセキュリティ等級保護条例(意見募集稿)	2018 年 6 月 27 日に意見を募集
行政法規	ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)	2021 年 11 月 14 日に意見を募集
部門規則	自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定	2021 年 8 月 16 日に公布/2021 年 10 月 1 日から実施
部門規則	データセキュリティ管理弁法(意見募集稿)	2019 年 5 月 28 日に意見を募集
部門規則	個人情報越境セキュリティ評価弁法(意見募集稿)	2019 年 6 月 13 日に意見を募集
部門規則	データ越境セキュリティ評価弁法(意見募集稿)	2021 年 10 月 29 日に意見を募集
部門規則	工業情報化の分野におけるデータセキュリティ管理弁法(意見募集稿)	2021 年 9 月 30 日に意見を募集
		2022 年 2 月 10 日に二度目の意見を募集

2. 基本的な原則への偏重、具体的な実施細則の完全化の必要性

中国データ三法の公布は、中国におけるサイバーセキュリティおよびデータコンプライアンスの分野における法律上の空白を埋め、時代を画する代表的な意味合いを有しています。他方、法律の条文の内容から見てみますと、全体としては、原則的な規定に偏重しています。法令においては多くの新たな法制度が提起されていますが、しかし、具体的な実施細則は普遍的に欠如しており、これに加えて、遅々として後続の関連規定を正式に公布または実施することができておらず、企業の相応の法的義務の履行にとって、非常に高い難度が増加されています。2021 年の 11 月に実施された「個人情報保護法」を例に取りますと、当該法の規定する非常に多くの制度には目下、依然として実施細則の支持が欠如しています（下表 2 をご参照ください）。

表 2 「個人情報保護法」における明確化を要する法制度の摘要

条文の番号	法的制度の概要
第 3 条、第 53 条	✓ 「個人情報保護法」における域外適用対象の認定基準
	✓ 域外適用対象の中国国内における代表者の設置および報告手続
第 38 条第 1 項(1)	✓ 個人情報越境提供セキュリティ評価制度
第 38 条第 1 項(2)	✓ 個人情報越境提供時における個人情報保護認証制度
第 38 条第 1 項(3)	✓ 政府主管部門の公開する標準的な契約の内容
第 41 条	✓ 中国国外の司法機構または法執行機構への中国国内の個人情報の提供時における中国国内での申請手続
第 45 条第 3 項	✓ 個人が個人情報ポータビリティ権を実施するための前提条件
第 52 条	✓ 個人情報保護責任者に必要な個人情報処理量の確定
第 54 条、第 64 条	✓ 個人情報処理のコンプライアンス監査制度
第 55 条、第 56 条	✓ 個人情報保護影響評価制度

3. 罰則の加重、企業の法的リスクの向上

「サイバーセキュリティ法」の公布・実施日から、「データセキュリティ法」の公布・実施日、さらには「個人情報保護法」の公布・実施日までの期間において、法律の規定する罰則は、漸次的な加重の趨勢を呈しています。これは企業の直面するサイバーセキュリティおよびデータコンプライアンスの面におけるリスクの更なる向上を意味しています（主な変更点につきましては、表3をご参照ください。）。この法的環境の変化も、自社の状況に適した実務上の対応策の可能な限り早急な制定を企業に促しています。

表3 中国データ三法における罰則の変化

法律	会社に対する制裁金	直接の責任者に対する制裁金	特別なペナルティ
サイバーセキュリティ法	最高 100 万元	最高 100 万元	なし
データセキュリティ法	最高 1000 万元	最高 100 万元	なし
個人情報保護法	最高 5000 万元または前年度の売上高の百分の五	最高 100 万元	✓ 直接の責任者に対する一定期間内における 関係会社の董事、監事、高級管理職員および個人情報保護責任者の担当の禁止 ✓ 信用記録文書への追加および公示等

二、検討の前提その二：親会社と子会社の間におけるサイバーセキュリティおよびデータ管理の現状への理解

自社の実際の必要性に応じた実務的な対策の制定の前に、親会社と子会社の間におけるサイバーセキュリティおよびデータ管理の現状を十分に理解しておく必要があります。弊所の経験に基づきますと、親会社と子会社の間におけるサイバーセキュリティおよびデータ管理の現状は、以下の特徴を有しています。

1. 子会社による多くの場合における親会社の管理体制と制度の踏襲

日本の関連法は中国のデータ三法と比べますと、公布された期間が早いから、多くの日系企業の親会社は中国データ三法の公布と実施よりも前に、日本において情報管理の体制と制度（以下「既存の規則」という。）を既に確立しています。親会社は中国において子会社を設立した後に、日本の既存の規則を子会社に直接導入し、子会社の多くはこれを直接踏襲しており、中国法に基づいて現地化されたケースは少ないものです。この取扱方法は中国データ三法の公布と実施の前におきましては、子会社のコンプライアンス管理の強化に向けて疑いもなく重要な役割を担っていました。しかし、中国データ三法の公布と実施の後におきましては、日本法に基づいて制定された既存の規則を直接踏襲するという取扱方法は、既に時宜にかなっていません。

2. 親会社と子会社の間におけるデータ越境伝送の頻繁性

多国籍企業の属性と事業経営の実際の必要性に応じ、親会社と子会社の相互の間におけるデータの越境伝送（個人情報の越境伝送を含む。）は、十分に頻繁になっています。これらは例えば、①親会社と子会社の間における電子メールの往来（非常に多くの子会社が使用しているのは、親会社の提供するメールシステムです。）、②業績査定および人的資源管理の実施を目的とする子会社の所属従業員個人情報のアップロードの親会社から子会社への要求、③コンプライアンス通報メカニズムに基づく法令違反案件関

連情報の子会社の従業員から親会社への通報、④子会社の業務の過程において発生・収集した全データの日本の親会社のサーバーへの越境伝送、当該サーバーにおける保存などを例に挙げることができます。中国データ三法の公布および実施以降、重要データと個人情報の越境伝送に対しては明確な制限要求が提起されており、親会社と子会社の間におけるデータ越境伝送モデルは、新たな法的規定に従った整理を早急に行う必要があります。

3. 親会社が「個人情報保護法」上の域外適用対象を構成する可能性¹

親会社は商業上の目的をもって自社が中国国内において直接収集し、または中国国内の子会社から提供されたデータと個人情報を処理する際には、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」における域外適用対象を構成する可能性があります。これらは例えば、①親会社が子会社の製品販売またはサービス提供の技術支援者として自社が開発した APP 等のツールを通じて中国国内の顧客から関連データを直接収集して技術サポート等のサービスを提供する状況や、②親会社が子会社の提供した中国国内のデータと個人情報に対して分析および評価を行って対象顧客の消費習慣等の行為の特徴を明確にし、これにより中国における事業計画を制定する状況などを例に挙げることができます。親会社は仮に域外適用対象を構成した場合には、「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」を遵守する法的義務を同様に負担することとなります。こちらの点には留意が必要となります。

三、具体的な実務上の対応策

上述の検討における各々の表している特徴に対する分析を通じ、中国データ三法への実務上の対応時におきましては、親会社と子会社は中国データ三法に連携して対応しなければならないとともに、各自の中国データ三法への対応の過程における業務の重心も明確にしなければなりません。中国データ三法の関連規定に基づき、関連案件を処理した実務上の経験を踏まえた上で、弊所は親会社と子会社の各自の観点から見た実務上の対応策に対する整理を以下のとおり行いました。

1. 親会社の観点から見た実務上の対応策

中国データ三法への実務上の対応につきまして、全体的に述べますと、親会社の位置付けは、「方針制定者 + 監督執行者」としての役割です。方針制定者とは、親会社が子会社の株主として親会社と子会社の間におけるサイバーセキュリティおよびデータコンプライアンスにかかわる重大な事項を対象とする中国データ三法に則した方針と政策を時宜を得て制定し、子会社の法令遵守を先導するとともに、親会社自体が直面する可能性のある中国から生ずる法的リスクを軽減する必要のある者をいいます。執行監督者とは、親会社の子会社に対する管理の権限に基づいて子会社が中国データ三法における必要な法的義務を遅滞なく履行しているか否かに対する監督を行わなければならない者をいいます。親会社の全体的な位置付けを明確にした後に、親会社は以下の面から中国データ三法への対応に着手することができます。

¹ 「データセキュリティ法」第 2 条第 2 項の規定によりますと、中華人民共和国の国外におけるデータ処理活動の展開が、中華人民共和国の国家の安全、公共の利益、または公民もしくは組織の合法的な權益を侵害したときは、法的責任が法により追及されます。このため、理論の上では、日系企業の親会社には「データセキュリティ法」における域外適用対象となる可能性が存在しています。ただし、現時点で、実務の面におきましては、このような実例はなおも発生していません。

(1) 既存の規則と中国データ三法との間における対立をめぐる取扱方針の制定

中国データ三法の公布および実施以降、親会社は方針制定者として中国データ三法の取扱方針を可能な限り早急に制定し、当該方針に従って既存の規則の変更を可能な限り早急に完成するよう子会社に時宜を得て指示しなければなりません。一般的な状況下においては、取扱方針を制定する際には、①親会社の既存の規則との相容性を保持するために、既存の規則の元々の基本的な枠組みは、引き続き保留することができ、改めて作成する必要はありません。②中国データ三法の基本的な原則や強制的な規定と明確に対立している既存の規則の内容に対しては、中国データ三法に従って改定しなければなりません。③中国データ三法と対立しておらず、または中国データ三法の明確に規定していない内容に対しては、引き続き保留することができます。

(2) データ現地化保存にかかわる場合におけるデータ現地化保存方針と実施案の制定への着手

中国データ三法の公布および実施以降、「親会社と子会社の間におけるデータ越境伝送の業務モデルは引き続き適用することができるのか」、「当該業務モデルのかかわるデータと個人情報是中国国内における保存が強制的に要求されるのか」、および「仮に中国国内に保存しなければならない場合には、データと個人情報の現地化された保存案はどのように設計すればよいのか」などの問題は、いずれも方針制定者である親会社が、判断と意思決定を時宜を得て行う必要があります。実務の面で、自動車、金融、医療・健康などの分野におきましては、データと個人情報の現地化された保存に対する更に高い法的要求が存在しており、中国において今後展開する業務に対する悪影響の発生を回避するためには、これらの業界にかかわる日系企業の親会社はデータの越境伝送の問題を更に慎重に検討しなければなりません。

(3) データおよび個人情報の中国国外受領者としての善管注意義務の真摯な履行

子会社から受領したデータと個人情報に対し、親会社は善良なる管理者の注意義務を真摯に履行しなければなりません。親会社は日本法の関連規定に従って受領したデータと個人情報に対する適切な処理を行わなければならないとともに、「個人情報保護法」第 38 条第 3 項の規定によりますと、子会社から受領した個人情報を処理する際にはさらに、中国の「個人情報保護法」の規定する個人情報保護基準にも達していなければなりません。このほか、中国主管部門の制定する標準的な契約（SCC）の公開後におきましては、親会社は子会社との間における個人情報越境提供に関する契約を時宜を得て締結し、当該標準契約中の内容に従って関連の契約上の義務を厳格に履行しなければなりません。

(4) 親会社と子会社の間における事業経営モデルを踏まえた上での親会社による域外適用対象構成の成否に対する判断

「個人情報保護法」第 3 条の規定によりますと、日本に位置している親会社は、中国国内の自然人への製品もしくはサービスの提供、または中国国内の自然人の行為に対する分析もしくは評価の遂行時においては、「個人情報保護法」における域外適用対象を構成します。親会社は自社と子会社の間における事業経営モデルを踏まえた上で、自社が域外適用対象を構成する可能性の有無を検討しなければなりません。仮にこの種の可能性が存在していた場合には、親会社は「個人情報保護法」を遵守する義務を負い、第 53 条の規定に従って中国国内に代表者を設けて報告を行う必要があります。

(5) 子会社を対象とする中国データ三法履行監督メカニズムの確立への着手

中国データ三法における罰則の加重により、子会社が相応の法的義務を履行していなかった際に受け

る処罰は、親会社の中国における事業経営に更に影響する可能性があります。このため、相応の監督メカニズムを確立し、関連の法的義務の法による履行を子会社に督促する必要があります。例えば、親会社は子会社のために、サイバーセキュリティおよびデータコンプライアンスの面における監察制度を確立し、子会社のサイバーセキュリティの面、およびデータコンプライアンスの面における管理状況に対する確認を外部の第三者機構に定期的に委託することができます。

2. 子会社の観点から見た実務上の対応策

中国データ三法への実務上の対応につきまして、子会社の占める比重は更に高くなっています。全体的に述べますと、子会社の位置付けは「方針制定補助者 + 執行者」としての役割となります。方針制定補助者とは、親会社と子会社の間におけるサイバーセキュリティとデータコンプライアンスにかかわる重大な事項をめぐって子会社が親会社の方針と政策の制定に対する支持と補助を提供しなければならない者をいいます。執行者とは、子会社が親会社の制定した方針（例えばデータ現地化保存方針など）を執行しなければならないとともに、中国データ三法において要求されている必須対応事項をも厳格に履行しなければならない者をいいます。

中国データ三法の規定する法的義務に対し、子会社は厳格に法令に従ってこれを履行しなければなりません。しかし、実務の面におきましては、一つ目には、中国データ三法における法的義務の多くは短期間内には全部の履行を完了することができず、二つ目には、中国データ三法における非常に多くの法的制度には具体的な実施細則の支持が欠如しており、なおも実際の履行時における実行可能性を備えておらず、三つ目には、中国データ三法における罰則が漸次的な加重のすう勢を呈してはいるものの、政府主管部門は実務の面においては子会社による内部のサイバーセキュリティおよびデータコンプライアンスの面における管理に対する是正のための準備期間を提供しています。これらの点にかんがみますと、子会社は自社の企業類型、企業の規模、データおよび個人情報の取り扱い数量、業務モデルなどの要素を踏まえた上で、対応を要する事項を短期的かつ優先的な対応事項と中長期的かつ段階的な対応事項という二つの部分に分け、手順ごとに処理を行うことができます。

前述の短期的かつ優先的な対応事項とは、子会社が経営管理において直に直面するもので、かつ、中国データ三法において明確な規定が既に行われており、仮にそのとおりに履行しなかった場合には、重大な法的リスクが確実に発生する事項をいいます。一方、中長期的かつ段階的な対応事項とは、中国データ三法関連の実施細則がなおも完全化されていないことから、当面のところの実施に困難が存在している事項をいいます。当然のように、この部分の事項に対しては、関連の実施細則の更なる完全化に伴って最終的には依然として完成する必要があります。一般論の観点から、弊所は短期的かつ優先的な対応事項と中長期的かつ段階的な完全化事項に対する整理を以下のとおり行いました²。

(1) 短期的かつ優先的な対応事項

①サイバーセキュリティ等級保護制度の可能な限り早急な実施

解説：2019年の「データセキュリティ法」の実施以降、サイバーセキュリティ等級保護制度の実施も、これと同時に企業におけるデータコンプライアンス管理義務の一部となりました。「データセキュリティ法」における罰則が更に加重されていることから、当該制度の実施の切迫性は更に向上しています。

² 関連対応策の詳細は、弊所が執筆した「中国におけるサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護の法規制にかかわる対策マニュアル(2021年11月)」をご参照ください。

リンク先: <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/02/0c080037fe572f0d.html>

②データマッピングの展開

解説：一般的に述べますと、企業の類型（B2B/B2C など）や業務モデルなどに従って調査に必要なツール（調査アンケート、確認するリストなどを含む。）を作成します。調査の結果をもって後続の管理機構の設立と関連制度の変更のための根拠が提供されます。

③コンプライアンス管理機構の設立、最高責任者の明確化

解説：コンプライアンス管理機構は会社の各々の部門および支社に浸透していなければなりません。構成員は一般的には、最高責任者、コンプライアンス管理機構執行責任者、会社の各部門および各支社の責任者などから構成されます。

④業務に必須な管理制度等の完全化

解説：これらの必須な管理制度には、セキュリティインシデント緊急対応プラン、サイバーセキュリティ管理制度、データセキュリティ管理制度、プライバシーポリシー、個人情報セキュリティ保護制度などが含まれています。管理制度を制定しておらず、または管理制度が整備されていない企業は、関連の管理制度を可能な限り早急に完全化しなければなりません。

⑤技術的な措置の強化

解説：実務の面において、技術的な保護措置を採択しておらず、これによりサイバーセキュリティインシデント、およびデータセキュリティインシデントが引き起こされた場合には、往々にして政府主管部門が企業に介入してコンプライアンス検査を行う際のきっかけとなることから、このため、技術的な措置の実施を重視する必要があります。

⑥従業員を対象とする社内における教育と研修の強化

解説：中国データ三法における三つの法律においては、いずれも従業員を対象とする研修と教育に対する要求が提起されていることから、このため、この事項を優先事項として処理する必要があります。従業員に対する社内教育と研修の実施後においては、相応の記録の保管に注意し、これにより主管部門の検査に備えなければなりません。

(2) 中長期的かつ段階的な対応事項

①重要情報インフラに属するか否かをめぐる自社検査の展開

解説：一般的な状況下においては、重要情報インフラは企業の所属業界の主管部門が、これを認定します。主管部門による認定の実施前においては、重要情報インフラ運営者に関連する義務の履行の要否を確定するために、自社検査を行う必要のある可能性があります。

②重要データの識別

解説：重要データの定義、識別基準、識別方法などが、なおも正式に公開されていないことから、当面のところは重要データの識別には一定の難度が存在しています。今後は関連規定の明確化に伴って社内のデータが重要データに属するか否かに対する確認と判断を時宜を得て行わなければなりません。ひとたび重要データを構成すれば、中国データ三法における関連義務を時宜を得て履行しなければなりません。

③社内におけるデータ分類・分級制度の確立

解説：データの分類と分級には、前述の重要データの識別との間における緊密な関連性があります。当面の重要データに対する識別を行うことのできない状況下におきましては、データの分類と分級は比較的に困難となります。しかし、企業内部における当該制度の確立は法律において明確に要求されていることから、企業は関連規定を参考にして基本的な原則を制定しておき、関連実施細則の明確化を待った上で、その後に改めて補完を行うことができます。

④全ライフサイクルを覆うコンプライアンス実務ガイダンスの制定

解説：取り扱っているデータおよび個人情報の全ライフサイクルを覆うコンプライアンス実務ガイダンスの制定は、企業の実際の状況に対する全面的な理解と確認を行う必要があり、所要期間は比較的に長期にわたります。このため、企業は短期的かつ優先的な対応事項の完成後に、当該事項を段階的に実施することができます。

⑤個人情報保護影響評価

解説：法律における規定は、原則的な内容しかありません。実務の面においては、一部の企業は国家基準である「情報セキュリティ技術__個人情報セキュリティ影響評価ガイドライン」(GB/T 39335-2020)の規定を参考にして評価を実施しています。

四、結び

直近の三年以内の関連法令の公布および実務、ならびに法執行の状況から見てみますと、中国政府のサイバーセキュリティ、データコンプライアンスおよび個人情報に対する保護の分野における法的規定は次第に厳格化されてきており、実務の面における法執行の強度も更に引き上げられています。このような傾向を背景とし、すべての日系企業はいずれも慎重に対応しなければならず、親会社・子会社は緊密に連携し、各自の業務の特徴を踏まえた上で専門家からの意見の聴取を基礎として実行可能な実務上の対応策をそれぞれ制定し、これにより法的リスクを最大限に軽減しなければなりません。

以 上

金誠同達法律事務所(JT&N)

1992年に創設された金誠同達法律事務所(JT&N)は現在では既に、中国国内において最大規模を誇る総合法律事務所の一つにまで成長を遂げている。金誠同達は、本部を北京に設置しているほか、多くの拠点を有している。提供する法律サービスは、企業法務、外商投資、M&A、知的財産権、独占禁止、税務、国際貿易、商事仲裁訴訟等の多岐の業界にわたっており、そのうちの多くの分野でトップクラスの能力を発揮している。

金誠同達の日本業務部門は長年にわたって日系企業を対象とする専門的かつ全面的なサービスを提供している。2021年には国際的な法律雑誌であるALBが主催する「年度日本業務海外法律事務所大賞」に三年連続でノミネートされ、2019年と2020年には当該大賞を連続で受賞している。

中国弁護士 張 国棟 (チョウ・コクトウ)

中国政法大学国際経済法学部卒業、慶応義塾大学法学研究科修士修了。金誠同達マネジメントパートナー。北京弁護士協会競争と独占禁止と競争法律委員会副主任、中国人民大学法学部校外指導教官などを兼任。中国進出の全般法務、特に企業再編と撤退、訴訟仲裁、コンプラ対応の経験が豊富。競争法、サイバーセキュリティ法、医薬品と自動車の関連法も得意。



中国弁護士 潘 博文 (シン・ハクブン)

対外経済貿易大学法学部卒業。大手日系法律事務所に長年勤めた経験があり、外商投資、M&A、会社再編と撤退案件を数多く携わってきた。近年では個人情報保護、サイバーセキュリティ、データセキュリティ案件に関する実績が豊富である。



(ご参考) チャイナ関連情報一覧

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

タイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 つ)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 5 号(五月号)(2022/5/2) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0149-XF-0105.pdf 第 6 号(六月号)(2022/6/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0150-XF-0105.pdf 第 7 号(七月号)(本誌)
みずほインサイト&Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	経済指標で見る上海ロックダウンの影響(2022/5/18) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220518.pdf 中国が追加の景気対策を発表(2022/5/30) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220530.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.117(2022/3/10) 「アジア～目が離せない今後の行方」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2203-2204.pdf Vol.118(2022/6/23) 「中南米～相次ぐ左派政権誕生で変わる投資環境～」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2206-2207.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 612 号(2022/6/16) 再生可能エネルギー産業の 2021～25 年発展計画 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0664-XF-0105.pdf 第 613 号(2022/6/23) 新エネルギー産業の高度化に向けた実施方案 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0665-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 122 号(2022/5/20) 22 年 4 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0122-XF-0105.pdf 第 123 号(2022/6/22) 22 年 5 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R419-0665-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	不定期	中国自動車業界レポート(2022/5/23) 22 年 4 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0068-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/6/21) 22 年 5 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0069-XF-0103.pdf

(記事をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

➤ 1. カーボンニュートラル

- ① 中国のカーボンニュートラル（そのチャレンジとチャンス）について（1月号）
- ② 中国における全国統一炭素排出権取引市場の始動について（1月号）
- ③ 中国の脱炭素へ向けたロードマップ（3月号）
- ④ 中国産業分野のカーボンニュートラル政策（4月号）

➤ 2. 自動車（EV）

- ① コロナ禍での中国自動車市場（～業界再編及び電動シフトの加速～）（2月号）
- ② 日本車はなぜ中国で好調なのか（4月号）
- ③ 中国における新エネルギー自動車（NEV）関連政策・法規制の概要（5月号）

➤ 3. データ関連三法・輸出規制・経済安全保障

- ① 中国データ三法と日系企業における対応策（2月号）
- ② 中国の輸出規制の立法動向及び日系企業のコンプライアンス対応について（6月号）
- ③ 近年の経済安全保障法制について（6月号）

➤ 4. デジタルトランスフォーメーション（DX）

- ① 本格導入に向けた実証実験が進むデジタル人民元（2月号）
- ② 中国のデジタル経済政策の強化動向と将来展望について（6月号）

➤ 5. 標準化

- ① 中国の標準化領域の外観と今後の展望（3月号）

➤ 6. 高齢化

- ① 高齢化対応国家戦略の強化動向と市場展望（5月号）

➤ 7. 中国企業の対日進出

- ① 中国系企業の対日進出と新領域における日中企業連携について（3月号）

➤ 8. 企業法務

- ① 中国における最近の贈賄罪に対する取締りの強化及び企業側の対応について（1月号）
- ② 中国における独禁法の執行強化の動向（4月号）
- ③ 中国会社法の改定 ～有限責任会社の持分譲渡規制に対する改定を中心に～（5月号）
- ④ 「民法典」時代の中国における知的財産権に対する民事上の保護について（6月号）

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン(西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大廈23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大廈22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号樓30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字樓19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮办公楼8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One Hong Kong Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。